# 工事成績採点の考査項目別運用表 (土木工事)

監 督 員 ····· 別紙 - 1 (P1~P14)

主任監督員 ····· 別紙 - 1-① (P1~P6)

技術検査員 ···· 別紙 - 2 (P1~P76)

留意事項 … 別紙-3

施工プロセスチェックリスト・・・・ 別紙 - 4

1 施	丁体制	_ 1	[	工休制-	一般
1 . JH11.	1 1/45/11/11	_	. /Http.	1 1/45 mil -	#I

- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

「評価対象項目」
削 評 除 価
□ □ 1)「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。
□ □ 2) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。
□ □ 3) 作業分担の範囲が、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載されている。
□ □ 4) 関係書類、出来形、品質等の確認が工事全般にわたって実施され、品質証明に係る体制が有効に
機能している。
□ □ 5) 下請の作業成果が元請により検査されている。
□ □ 6) 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ □ 7) 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ □ 8) 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で行われている。
□ □ 9)建設業退職金共済制度の主旨の説明、証紙の購入が適切に行われている。
□ □ 10) 現場に対する本店や支店による支援体制が整っている。 □ □ 11) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。
□ □ 11) 工場製作期間における技術者の配置が適切に11われている。 □ □ 12) 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)
が整っている。
□ □ 13) その他 [ 理由: ]
●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。
※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、1)を評価対象項目としない。 ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象工事は評価対象項目とする。
[マイナス要因]
□ 施工体制一般に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すればd
□ 施工体制一般に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。 上記に該当すればe
——————————————————————————————————————

# 1. 施工体制 ─ Ⅱ. 配置技術者

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

「評価対象項目」 削 評
除 価
□ □【全体を評価する項目】
□ □ 1)「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。
□ □ 2)作業に必要な作業主任者及び専門技術者が選任及び配置されている。 □ □ 3)施工等に伴う創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 別紙-3参照
□ □ 3 施工寺に任り創息工大文は従業をもって工事を進めている。 [ 加減 3 多点 ] □ □ 【現場代理人を評価する項目】
□ □ 1) 現場代理人が工事全体を把握している。
□ □ 2) 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議する等の必要な対応を行っている。
□ □ 3) 監督員への報告が適時及び的確に行われている。
□ □【監理(主任)技術者を評価する項目】 □ □ 1) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。
□ □ 1) 青頬が共通は稼責及い留差率に基づる適切に下放されを遅されている。 □ □ 2) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 別紙-3参照
□ □ 3) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が図られている。
□ □ 4) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ □ 5) 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 <a href="mailto:DRH-3">DRH-3</a>

# 2. 施工状況 - I. 施工管理

- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

「評価対象項目」
除 価
□ □ 1)「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。
□ □ 2) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ □ 3) 現場条件の変更への対応が適切になされている。
□ □ 4) 工事材料の品質に影響がないよう保管されている。
□ □ 5) 日常の出来形管理が、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行われている。
□ □ 6) 日常の品質管理が、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行われている。
□ □ 7) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。
□ □ 8) 指定材料の品質証明書及び写真等が整理されている。
□ □ 9) 工事打合せ簿が不足なく整理されている。 □ □ 10) 段階確認、立会の申請が適切に行われている。
□ □ 10) 段階確認、並云の甲請が適切に1170/11 CV る。 □ □ 11) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。
□ □ 11) 建設制産初の再利用等への取り組みが適切に行われている。 □ □ 12) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。
□ □ 12/ 工事主版において、協願自生、協版動生、折山ガス対象生の建設機械及び単門が使用されている。 □ □ 13) その他 [ 理由:
ロロ13/での個に座田.
●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・ d
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。
※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、1)を評価対象項目としない。
ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象工事は評価対象項目とする。
[マイナス要因]
□ 施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。 「記さればわない。」
上記に該当すればd
□ 施工管理に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。 上記に該当すればe
上記(()) カリバム6

# 2. 施工状況 - Ⅱ-1. 工程管理A

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

「評価対象項目」
□ □ 1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項がない。
□ □ 2) 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した工程表が作成されている。
□ □ 3) 実施工程表の作成及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。
□ □ 4) 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ □ 5) 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。
□ □ 6) 工事の進捗を早めるための取り組みが行われている。
□ □ 7) 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。
□ □ 8)休日の確保を行っている。
□ □ 9)計画工程以外の時間外作業がほとんどない。
□ □ 10) その他 〔 理由: 〕
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・ c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。
※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、1)を評価対象項目としない。
ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象工事は評価対象項目とする。
[マイナス要因]
□ 工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すればd
□ 工程管理に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。
ト記に該当すればe

# 2. 施工状況 - **Ⅲ**-1. 安全対策A

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

	「評価対象項目」
	in the second of
	価
	□ 1)「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。
	□ 2) 災害防止協議会等が1回/月以上行われている。
	□ 3) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。
	□ 4) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。
	□ 5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
	□ 6) 過積載防止に取り組んでいる。
	□ 7) 仮設工の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
	□ 8) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。
	□ 9) 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
	□ 10) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
	□ 11) その他 [ 理由: ]
<b>●</b> ‡	判断基準
	評価値が90%以上 a
	評価値が80%以上90%未満······· b
	評価値が80%未満·······c
(1)	当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
_	削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
_	評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
_	なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。
•	
*	当初設計金額が1億円未満の工事は、1)を評価対象項目としない。
/•\	ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象工事は評価対象項目とする。
	たたらく・との人口面目間正と く人内と同時間 かい日直女長」が八多二字18日 画内家女日と )の。
「マ	イナス要因
-	□ 安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
	上記に該当すればd
	□ 安全対策に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。
	上記に該当すればe

別紙-1 監督員

## 2. 施工状況 - IV. 対外関係

[評価項目]

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや不適切である
- e. 不適切である

「評価対象項目」
削評
除 価
□ □ 1) 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。
□ □ 2) 関係官公庁及び関係機関などとの調整を行い、トラブルの発生がない。
□ □ 3) 地元との適切な調整を行い、トラブルの発生がない。
□ □ 4) 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ □ 5) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ □ 6) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ □ 7) その他 〔 理由:
●判断基準
評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 b
評価値が80%未満 c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

ただし、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」の対象工事は評価対象項目とする。

#### [マイナス要因]

- □ 対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。
- 上記に該当すれば……d
- □ 対外関係に関して、監督員からの改善指示に従わなかった。

※ 当初設計金額が1億円未満の工事は、1)を評価対象項目としない。

上記に該当すれば……e

別紙一1 卧叔昌

· 加州 一 1	
3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形(土木工事、上水道工事)	
「評価項目」 □ a. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 □ b. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 □ c. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。 □ d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 □ e. 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。  ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保	_
する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行	
うものである。	
④出来形管理項目を設定していない工事は c 評価とする。	
	_
3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形 (機械設備工事)	
「評価項目」	
a. 適切である	
b. ほぼ適切である c. 他の評価に該当しない	
「評価対象項目」	_
削評	
除価	
□ □ 1) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。	
□ □ 2)据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図等を工夫している。	
□ □ 3) 不可視部分の出来形を写真撮影している。	
□ □ 4) 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ □ 5) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。	
□ □ 5) 設計図書で足められていない山米形官理項目について、監督貝と協議の上で管理している。 □ □ 6) 社内の管理基準に基づき管理している。	
□ □ 7) 塗装管理基準の塗膜厚管理の結果が適切にまとめられている。	
□ □ 8) 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられている。	
□ □ 9) 設計図書に定められている予備品に不足がない。	
□ □ 10) 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況	
を図表等に記録している。	
□ □ 11) その他 〔 理由: 〕	
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・ c	
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	
「マイナス要因」	

- □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば……d
- □ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ	—	I. 出来形(電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事)	
「評価項目」			_

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

「評価対象項目」
削評
除 価
□ □ 1) 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ □ 2)機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表等に記録され、適切に管理している。
□ □ 3) 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ □ 4 )設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
□ □ 5) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □ 6) 設備の据付及び固定方法を設計図書又は承諾図書通りに施工している。
□ □ 7)配管及び配線を設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ □ 8) 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。
□ □ 9) 行先等を表示した名札をケーブル等に分かりやすく堅固に取り付けている。
□ □ 10) 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 11) 社内の管理基準に基づき管理している。
□ □ 12) その他 〔 理由:
●判定基準 評価値が90%以上・・・・・・・ a a 評価値が80%以上90%未満・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・ c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。
[マイナス要因]
□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
上記に該当すれば・d
□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
上記に該当すればe

別紙一1 監督員
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質(土木工事)
「評価項目」 □ a. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 □ b. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。 □ c. 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a及びbに該当しない。 □ d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 □ e. 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
<ul> <li>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</li> <li>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</li> <li>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</li> <li>④ 品質管理項目を設定していない工事は c 評価とする。</li> </ul>
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質(上水道工事)
「評価項目」 a. 適切である b. ほぼ適切である c. 他の評価に該当しない
「評価対象項目」 削 評 除 価 (材料) □ 1) 材料の品質及び規格について、設計図書に適合する証明書等が整備されている。 □ 2) 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書等が整備されている。 (施工) □ 3) 施工完了時の試験及び記録が適切である。 □ 4) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 5) 材料の品質証明書が適切である。 □ 6) 不可視部分の写真記録が適切である。 □ 7) ボルトの締め付けが適切に行われている。 □ 8) 材料の保管状況が適切である。 □ 9) 管口仕上げが良好である。 □ 10) その他 [ 理由: ]
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・ c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )

- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

## [マイナス要因]

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
- 上記に該当すれば……d
- □ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅱ. 品質(機械設備工事) 「評価項目」

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

「評価対象項目」		
削評		
除 価		
□ □ 1) 設備の機能及び性能が承認図書のとおり確保されている。		
□ □ 2) 設計図書の仕様をふまえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。		
□ □ 3) 材料、部品の品質照合に係る書類の内容が設計仕様を満足している。		
□ □ 4)機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。		
□ □ 5) 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。		
□ □ 6) 小配管、電気配線・配管が承諾図書のとおり敷設されている。		
□ □ 7) 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。		
□ □ 8) 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。		
□ □ 9) 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。		
□ □ 10) 設備の取扱説明書を工夫している。		
□ □ 11) 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。		
□ □ 12) 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。		
□ □ 13) 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。		
□ □ 14)機器の配置を点検しやすいよう工夫している。		
□ □ 15) 設備の構造や機器の配置を、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。		
□ □ 16) バルブ類の平時の状態を示すラベル等が見やすい状態で表示されている。		
□ □ 17) 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。		
□ □ 18) 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えていた。		
□ □ 19)監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法等について提案を行う等、積極的に取り		
組んでいる。		
□ □ 20) その他 〔 理由: 〕		
A Marklet ++ Mt-		
●判断基準		
評価値が90%以上・・・・・・・・ a		
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・ b		
評価値が80%未満······ c		
① V+1====================================		
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。		
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。		
③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )		
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。		
[マイナス要因]		
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。		
□ 面質関係の側足方法又は側足値が不適切であったため、監管員が又青で以普須小を行った。 上記に該当すればd		
□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。		
□ 矢杓青角17末に塞っさ、監督員が改造開水を行うた。 上記に該当すれば・e		
ユ- Hロ(-hン → ) / 4 V(み - C		

3. 出来形及び出来ばえ -	Ⅱ. 品質(電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事)
「評価項目」	

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である
- c. 他の評価に該当しない

	「評	価対象項目」
削	評	
除	11	
		1) 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
		2) 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、仕様を満足している。
		3)機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足し、成績書にまとめている。
		4) 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
		5) ケーブル及び配管の接続等の作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。
		6) 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
Ш	Ш	7) 操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
		8) 設備の総合性能が設計図書の仕様を満足している。
		9) 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験等で確認し
		ている。
		10) 設備全体についての取扱説明書を工夫し、作成(修繕(改造・更新を含む)の場合は、修正又は更新)している。
		11) 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
		12) 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
		13) その他 〔 理由:
<b>●</b> ‡		基準
		価値が90%以上 a
		価値が80%以上90%未満 b
	評	価値が80%未満······c
	ハレ ミナ	に一部年も毎年日よのされ、特色しまれ、毎日は郷除士フ
_		亥「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ≷項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
		r項目のめる場合は、削尿後の計画項目数を母数として計算した比率(勿計算の値で計画する。 f値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
_		『個( 70) ― 阪ヨ頃日数( 7) 計画対象項目数( 7) 6、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。
•	ナベ	7、口が区√/口 国人] 例が日 女 M * 2* 欠 口 少 人   √ / 勿 口   は し 口 国 C り つ。
「マ	イナ	- ス要因〕

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
- 上記に該当すれば……d
- □ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
- 上記に該当すれば……e

3	出来形及び出来ばえ	— П	品質(	維持•	修繕工事)	

「評価項目」

- a. 適切である
- b. ほぼ適切である c. 他の評価に該当しない

C. 1U	ひノ庁	半価に該当しない
「評	価	対象項目」
評		
価		
	1)	常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。
	2)	緊急的な作業に対し、迅速に対応している。
	3)	監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど積極的に
		取り組んでいる。
	4)	施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
	5)	理由:
	6)	理由:
	7)	理由:
	8)	理由:
判断	基	
※該	当項	頁目が6項目以上a
<b>%</b> 章友:	4 TE	5日 が/1百日 D. ト

※該当項目が4項目以上…

※該当項目が3項目以下……c

注記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

#### [マイナス要因]

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば……d
- □ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当すれば……e

#### 5. 創意工夫 - I. 創意工夫

【施丄	

	1. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
	2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。
	3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
	4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。
	5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
	6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する
	工夫。
	7. 照明等の視界の確保に関する工夫。
	8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
	9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
	10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
	11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
	12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。
	13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
$\Box$	14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
	11. 旭工日在271人工重日在271人口中17日1110人人。
	品質
	1. 土工、設備、電気に関する工夫。
	2. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 別紙-3参照
	3. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
$\Box$	4. 配筋、溶接作業等に関する工夫。
_	
	【安全衛生】
	1. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。
	2. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、
	手摺り、足場等)
	3. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。
	4. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
	5. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
	6. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
	7. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
	The state of the s
Ш	8. 環境保全に関する工夫。
	【その他】
	1. その他 [ 理由: ]
$\Box$	

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。加点は、+3点~0点の範囲とする。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を 与えても良い。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的に内容を記載して加点する。 なお、「4. 工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも評価する。
- ※5. キーワードの選定及び詳細評価(工夫の具体的内容)の記述は、工事担当課で協議し決定する。

## 8. VE評価 - I. VE評価

VE対象工事に適用する。

9.	技術提案資料の虚偽	<ul><li>I. 技行</li></ul>	析提案資料の虚偽
<i>J</i> .	大的是不具生"。	1 . 12 .	

【措置内容】

1. 簡易な施工計画における「発注者が求める施工上配慮すべき事項」(点数	-5	点)
2. 簡易な施工計画における「受注者が提案する施工上配慮すべき事項」(点数	-5	点)
3. 配置技術者の技術的能力における「技能士等の活用」 (点数	-5	点)
4. 地域精通度・地域貢献度における「市内資材の活用」(点数	-5	点)
5. 地域精通度・地域貢献度における「市内取扱業者(代理店)からの購入」 (点数	-2.	5 点)
6. 地域精通度・地域貢献度における「市内企業の下請活用」(点数	-5	点)
7. その他 〔 理由: 〕 … (点数	-3	点)
8. その他 〔 理由: 〕 … (点数	-3	点)
9. その他 〔 理由: 〕 … (点数	-3	点)
	2. 簡易な施工計画における「受注者が提案する施工上配慮すべき事項」 (点数3. 配置技術者の技術的能力における「技能士等の活用」 (点数4. 地域精通度・地域貢献度における「市内資材の活用」 (点数5. 地域精通度・地域貢献度における「市内取扱業者(代理店)からの購入」 (点数6. 地域精通度・地域貢献度における「市内企業の下請活用」 (点数7. その他 [ 理由: ] (点数8. その他 [ 理由: ] (点数	8. その他 [ 理由: ] … (点数 -3

- ① 本考査項目(9.技術提案資料の虚偽)で行う評価は総合評価方式を適用する工事において、「施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等」に該当する場合に適用する。
- ② 評価は減点評価とし「入札条件」における「工事成績評定減点一覧表」を基に行う。
- ③ 評価項目が「その他」に該当する場合の評価は「評価の細目ごとに -3 点」とする。
- ④ 減点の上限は20点とする。
- ⑤ 措置の対象となる事項が複数ある場合の評点は合計した点数とする。
- ⑥ 評定には技術提案資料の虚偽の詳細を記載する。

別紙-1-① 主任監督員

# 2. 施工状況 — Ⅱ-2. 工程管理B [評価項目]

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

評価対象項目」
評
価
□ 1) 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 2) 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 3) 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対す
る好印象を与えていた。
□ 4) 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ 5) 災害復旧工事等特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□ 6) 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を
完成させた。
□ 7) その他 [ 理由:
●判断基準
· 137/1921
※該当項目が5項目以上a
※該当項目が3項目以上b
※該当項目が2項目以下c
「マイナス要因」
□ やや劣っている。
上記に該当すればd
□ 劣っている。
上記に該当すればe

別紙-1-① 主任監督員

2	施工状況	— π	[-2	安全实	+ 笛R
4.	까뜨 그 시시 1기니	ш	L 4.	<b>タナ.</b> か	עאו

上記に該当すれば……e

- a. 優れている
- b. やや優れている c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている
- e. 劣っている

「評価対象項目」
<b>低</b>
□ 1)建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 2) 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 3) 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 4) 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。。
□ 5) 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□ 6) 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ 7) その他 〔 理由:
●判断基準
※該当項目が5項目以上a
※該当項目が3項目以上b
※該当項目が2項目以下c
[マイナス要因]
□ やや劣っている。
上記に該当すればd
□ 劣っている。

別紙-1-① 主任監督員

#### 4. 工事特性 - I. 施工条件等への対応

I構造物の特殊性への対応

- □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事。
  - 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。
  - 〕 3. その他 (理由: )

#### (1.について)

切土の土工量:15万m3以上、盛土の土工量:15万m3以上、護岸・築堤の直高:10m以上、

トンネル(シール)の直径:10m以上、ゲム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上、 揚排水機場の吐出管径:2000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、 堰又は水門の扉体面積:50㎡/門以上、トンネル(開削工法)の直高:20m以上、トンネル(NATM)の内空断面 積:85㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空断面積:300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m 以上、地滑り防止工の施工幅:100m以上、地滑り防止工の法長:150m以上、浚渫工の浚渫土量:100万m3以上、 流路工の流路体積:500m3以上、砂防ダムの堤高:30m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能 力:400m3/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上。

#### (2.について)

- ・砂防工事等において、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。
- ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。
- ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事。

#### (3.について)

- •その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。
- ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。
- ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析等による検討が必要な工事。

#### Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応

- □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事。
- □ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。
- □ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。
- □ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事。
- □ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事。
- □ 9. 施工場所が広範囲にわたる工事。
- □ 10. その他 [ 理由:

#### (4.について)

- ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁等の工事。
- ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。
- ・監視等の結果に基づき、工法の変更を行った工事。

#### (5.について)

・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。

1

- ・地元調整や環境対策等の制約が特に多い工事。
- ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。

#### (6.について)

・市街地での夜間工事。・DID地区での工事。

#### (7.について)

- ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。
- ・日交通量が概ね1万台以上の道路での舗装又は修繕工事。
- 供用している自動車専用道等の路上工事で交通規制が必要な工事。
- ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識類の設置・撤去を日々行った工事。

#### (8.について)

・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。

#### (9.について)

作業現場が広範囲に分布している工事。

別紙-1-① 主任監督員

(10.について)

- ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用等、施工に制約を受けた工事。
- その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

Ⅲ. 厳しい自然・地盤条件への対応

	11	特殊な地盤条件への対応が必要な工事。
ш	11.	特殊な地路条件への対応が必要な工事。

- 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事。
- 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事。
- 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。
- □ 15. その他 「 理由:

(11.について)

- ・河川内の橋脚工事において、地下水位が高く、ウエルポイント工法等による排水や大規模な山留め等が必要な
- ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施する等、支持地盤を確認しながら再設計した 工事。
- ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数等を的確に把握する必要が生じた工事。

(12.について)

- ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船 を使用する工事。
- ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。

(13.について)

- ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事 (法面工事は除く)
- ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。
- ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。

(14.について)

・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。

(15.について)

- その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。
- その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。

IV長期工事における安全確保への対応

- 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)。 ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。
- 17. その他 〔 理由:
- ※1. 工事特性の加点は、+6点~0点の範囲とし、1項目2点を目安とする。
- ※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. キーワードの選定及び詳細評価(工事特性の具体的内容)の記述は、工事担当課で協議し、主任監督員が 決定する。
- ※4. 工事特性は、工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、 厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したかを評価する。

別紙-1-① 主任監督員

#### 6. 社会性等 - I. 地域への貢献等

[評価項目]

- a. 地域への貢献が非常に優れている
- b. 地域への貢献がやや優れている

7)その他 [ 理由:

c. 他の項目に該当しない

「評	補	公	兔	項	日	
1 0	- ПШІ	X	<b>1</b>	一只	$\Box$	

- □ 1)周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
   □ 2)現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
   □ 3)定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
   □ 4)道路清掃等を積極的に実施し、地域に貢献した。
   □ 5)地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。。
   □ 6)災害時等において、地域への支援又は行政等による救援活動への積極的な協力を行った。
- ●判断基準
- ※地域への貢献等は、工事施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。 (加点は、+4点~0点の範囲とし、1項目2点を目安とする。)

別紙-1-① 主任監督員

#### 7. 法令遵守等 - I. 法令遵守等

-44-	<del></del>	ட	
ш.	1111	$I \wedge I$	~~
 Н	III.	ניו	容

1. 指名停止3ヶ月以上(点数 -20 点)
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満(点数 -15 点)
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満(点数 -13 点)
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満(点数 -10 点)
5. 文書注意 (点数 - 8 点)
6. 口頭注意
7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽
微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故
は含まない。)
8. その他
9 項目該当か]

- ① 本考査項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

#### 【上記で評価する場合の適応事例】

- 1) 入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。
- 2) 承諾なしに権利又は義務を第3者に譲渡又は承継した。
- 3) 使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。
- 4) 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5) 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6) 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7) 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8) 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9) 監督又は検査の実施を不当な圧力をかける等により妨げた。
- 10) 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じている等、下請代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11) 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12) 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13) 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14) 安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15) 施工体制台帳又は施工体系図が不備であったため、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに 従わなかった。
- 16) その他 [ 理由: ]

別紙一2 検査員

# 2. 施工状況 - I. 施工管理

- a. 優れている
- b. やや優れている
- c. 他の評価に該当しない
- d. やや劣っている

e. 劣っている
「評価対象項目」 削 評 除 価
□ □ 1) 契約書第18条第1項第1号~5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 2) 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び
現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。  □ □ 3) 工事期間を通じて施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。  □ □ 4) 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度、当該工事着手前に変更計画書が提出さ
れていることが確認できる。  □ □ 5) 工事材料の品質に影響がないよう工事材料が保管されていることが確認できる。 □ □ 6) 立会確認の手続きが事前に行われていることが確認できる。
□ □ 7)建設副産物の再利用等への取り組みが行われていることが確認できる。 □ □ 8)施工体制台帳及び施工体系図が法令等に沿った内容で的確に整備されていることが確認できる。
□ □ 9) 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 □ □ 10) 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質等の確認が、工事全般にわたって行われていることが確認できる。
□ □ 11) 工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。 □ □ 12) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
<ul><li>□ □ 13) 品質確保のための対策等施工に関する独自の工夫が見られる。</li><li>□ □ 14) 建退共の証紙が適切に配布され管理されていることが資料で確認できる。</li><li>□ □ 15) その他 [ 理由: ]</li></ul>
●判断基準 評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・ c
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。
「マイナス要因」 □ 施工管理について、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当すれば・d
□ 施工管理について、監督員からの改善指示に従わなかった。 上記に該当すればe

#### 3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形(土木工事、上水道工事)

- a. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。
- ab. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。
- b. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。
- bc. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。
- c. 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、 $a \sim bc$  に該当しない。

	「評価	対象項目」
削	評	
除	価	
	$\square$ 1)	出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表が工夫されていることが
		確認できる。
	$\square$ 2)	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
	$\square$ 3)	不可視部分の出来形が写真により確認できる。
	$\square$ 4)	写真管理基準の管理項目を満足している。
	$\Box$ 5)	出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが
		確認できる。
	$\Box$ 6)	その他 〔 理由:
_		は、工事全般を通じて評定するものとする。
_		とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
3	出来形	管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を
		る管理体系である。
4	出来形	・管理項目を設定していない工事は c 評価とする。
_		
\ \ \	イナス	- · · · <del>-</del>
		来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
	上記	に該当すればd
	□出	来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	上記	に該当すればe

and Lord Total Law State Control (WLD To Manager)
3. 出来形及び出来ばえ - I. 出来形 (機械設備工事)
「評価項目」
a. 優れている
ab. bより優れている
b. やや優れている
bc. cより優れている
c. 他の評価に該当しない
「評価対象項目」
□ □ 1) 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図等を工夫していることが確認できる。
□ □ 2) 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ □ 3) 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
□ □ 4) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確
認できる。
□ □ 5) 不可視部分の出来形が写真により確認できる。
□ □ 6) 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ □ 7) 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ □ 8) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ □ 9) 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。
□ □ 10) 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状
況を図表等に記録していることが確認できる。
□ □ 11) その他 〔 理由: 〕
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満 ab
評価値が70%以上80%未満 b
評価値が60%以上70%未満 bc
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

#### [マイナス要因]

□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば………e

3. 出来形及び出来ばえ -	I. 出来形(電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事)	

#### 「評価項目」

- a. 優れている
- ab. bより優れている
- b. やや優れている
- bc. cより優れている
- c. 他の評価に該当しない

	「評価対象項目」
削評	
除価	
	1) 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫しているこ
	とが確認できる。
	2)機器等の測定(試験)結果が、その都度、管理図表等に記録され、適切に管理していることが確認できる。
	3) 写真管理基準の管理項目を満足している。
	4) 不可視部分の出来形が写真により確認できる。
	5) 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
	6) 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
	7) 設備の据付、固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
	8) 配管及び配線が設計図書又は承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
	9) 行先などを表示した名札をケーブル等に分かりやすく堅固に取り付けている。
	10) 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	11) 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
	12) その他 〔 理由:
▲ Medider	++ >#-
●判断	
	<b>価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
	価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ab
	町値が70%以上80%未満・・・・・・・・b
	町値が60%以上70%未満⋯⋯⋯⋯ bc 町値が60%未満⋯⋯⋯⋯⋯ c
	□■1000の未過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	&「評価対象項目」の76、評価対象外の項目は削除する。 }項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
	『項目の303%日は、刑跡後の計画項目数を母数として可募した比率(707可募の値で計画する。   插( %) =該当項目数( )/評価対象項目数( )
O	『順( 76)―     76   1   1   1   1   1   1   1   1   1
(T) (T)	ス、門所仅ツ町川内外保日奴が4個日以下ツ物日は5町川(5ヶ)。

- □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

			及び出来ばえ − Ⅱ. 品質 [コンクリート構造物工事]					
T <sub>p</sub>		i項	· ·					
			つきで判断可能(50%以下)					
	□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)							
	•	ばら	つきで判断可能(80%を超える)					
	□・ばらつきで判断不可能							
	•	試駁	<b>検結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、</b>					
		評信	西対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)					
	「評	価対	対象項目」					
削	評							
除	価							
		1)	コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、					
			塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。					
		2)	コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認					
			できる。					
		3)	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。					
		4)	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満					
			足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)					
		5)	コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていること					
			が確認できる。					
		6)	コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理が適切に行われていることが確認できる。					
			鉄筋の品質が証明書類で確認できる。					
			コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認でき					
		,	5 <sub>0</sub>					
П	П		鉄筋の組立及び加工が設計図書を満足していることが確認できる。					
П		,	) 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。					
			)コンクリートの養生が定められた条件を満足していることが確認できる。					
			) スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。					
			)有害なクラックがない。					
			) その他 〔 理由:					
_	_	/						
	[7]	てが害	別れ抑制対策対象構造物					
П	_		) クラックが補修基準に達している場合、適切な補修を行っていれば、c 評価とする。   別紙-3参照					
			) クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、d 又は e 評価とする。					
			別紙-3参照					

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ば	ばらつきで		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≢चर	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
胆	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

#### [マイナス要因]

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

検査員 別紙-2

3. 出来形及び出来ばえ	_	Ⅱ. 品質	[土工事(切土·盛土·堤防等工事)]
「評価項目」			

, h i	ш-к
	・ばらつきで判断可能(50%以下)
$\neg$	リボシッキ~料底可能(000/NIT)

・はらつきで判断可能(80%以下)

□ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)

□ ・ばらつきで判断不可能

□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

#### 削評

#### 除価

□ □ 1) 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。

□ □ 2) 段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。

□ □ 3) 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。

□ □ 4) 締固めが仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。

□ □ 5) 一層あたりのまき出し厚が管理されていることが確認できる。

□ □ 6) 芝付け及び種子吹付が設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。

□ □ 7) 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。

□ □ 8) 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。

□ □ 9) CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っている。

□ □ 10) 法面に有害な亀裂がない。

□ □ 11) 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

□ □ 12) その他 〔 理由:

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>*</b> +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
₽₩	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価値	70%以上80%未満	b
	60%以上70%未満	bc
	60%未満	c

#### [マイナス要因]

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅱ. 品質 [護岸工事、根固工事、水制工事]
「評価項目」
□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
□ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
□ ・ばらつきで判断不可能
□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、
評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)
「評価対象項目」
削 評
除 価
□ □ 1) 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□ □ 2) 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めが、空隙が生じていないよう十分行われていることが確認できる。
□ □ 3) 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが
ないよう行われていることが確認できる。
□ □ 4) 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 5) 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性が確保されていることが確認できる。
□ □ 6) 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 7) 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 8) 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足し
ていることが確認できる。
□ □ 9) 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
□ □ 10) 基礎工において、掘り過ぎがなく施工されていることが確認できる。
□ □ 11) コンクリートブロック等が損傷なく設置されていることが確認できる。
□ □ 12) 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工されていることが確認できる。
□ □ 13) 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 14) 有害なクラックがない。
□ □ 15) その他 〔 理由:

[ひび割れ抑制対策対象構造物]

□ □ 16) クラックが補修基準に達している場合、適切な補修を行っていれば、c 評価とする。

別紙-3参照

□ □ 17) クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、d 又は e 評価とする。

別紙-3参照

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑ <del>u</del>	90%以上	a	ab	b	b
値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

#### [マイナス要因]

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物工事に準ずる)]
「評価項目」
□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
□ ·ばらつきで判断可能 (80%を超える)
□ ・ばらつきで判断不可能
□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、
評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B) 「評価対象項目」
除 価
【工場製作】
□ □ 1) 鋼材の種別が、品質を証明する書類又は現物により照合されていることが確認できる。
□ □ 2) 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 3) 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。
□ □ 4)溶接施工に係る施工計画書が提出されていることが確認できる。
□ □ 5) 孔空けによって生じたまくれが削りとられている等、きめ細やかに製作されていることが確認できる。
□ □ 6) 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ □ 7) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ 8)素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ □ 9) 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ □ 10) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □ 10) 室枠の面負が山何証明書、室枠放積衣により、製垣牛月日、ロッド番号、巴杉、製重が確認できる。 □ □ 11) その他 [ 理由:
【架設】
□ □ 1) ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。
□ □ 2) ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ 3) 高力ボルトの締め付けが、中心から外側に向かって行われていることが確認できる。
□ □ 4) 高力ボルトの品質が証明書類で確認できる。
□ □ 5) 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ □ 6) 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ □ 7) 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有している
ことが確認できる。
□ □ 8) 現場塗装部のケレン及び膜厚管理が適切に行われていることが確認できる。 □ □ 9) 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認が行われていることが確認できる。
□ □ 9
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑च	90%以上	a	ab	b	b
値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

#### [マイナス要因]

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅱ. 品質 「砂防構造物工事、地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)」	
「評価項目」	
□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)	
□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)	
□ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)	
□・ばらつきで判断不可能	
□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、	
評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)	
「評価対象項目」	
削評	
除 価	
【共通】	
□ □ 1) コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材、粒行	径、
塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	
□ □ 2) コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認	
できる。	
□ □ 3) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
□ □ 4) 運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象	
条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含	さむ)
□ □ 5) コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行って	いる。
□ □ 6) 地山との取り合わせが適切に行われていることが確認できる。	
□ □ 7) 鉄筋及び鋼材の規格が、品質を証明する書類等で確認できる。	
□ □ 8) 有害なクラックがないことが確認できる。	
□ □ 9) その他 〔 理由:	
【砂防構造物工事に適用】	
□ □ 1) コンクリートの打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認	忍
できる。	
□ □ 2) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。	
□ □ 3) 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。	
□ □ 4) アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
□ □ 5) ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。	
□ □ 6) ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。	
□ □ 7) その他 〔 理由:	
【地すべり対策工事(抑止杭工事・集水井戸工事を含む)】	
□ □ 1) アンカーの施工が設計図書を満足していることが確認できる。	
□ □ 2) ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。	
□ □ 3) ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。	
□ □ 4) 集・排水ボーリング工の方向及び角度が適正となるように施工上の配慮がなされていることが確認でき	る。
□ □ 5) その他 〔 理由:	
[ひび割れ抑制対策対象構造物]	
10) クラックが補修基準に達している場合、適切な補修を行っていれば、c 評価とする。 別紙-3参照	
11) クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、d 又は e <u>評価とする。</u>	
別紙-3参照	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。	
③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()	

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≢तः	90%以上	a	ab	b	b
11111	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
III	60%未満	bc	С	С	С

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

<b>★</b> ‡	判断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	Ъ
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	c

#### [マイナス要因]

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

#### 0 田本形立が田本違う п 日所「盆北丁市]

J. L	五木ル及∪山木はん - Ⅱ· □貝 [
Γį	評価項目」
	<ul><li>ばらつきで判断可能(50%以下)</li></ul>
	<ul><li>ばらつきで判断可能(80%以下)</li></ul>
	・ばらつきで判断可能(80%を超える)
	・ばらつきで判断不可能
	・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、
	評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)
	「評価対象項目」
削	評
除	価

#### 【路床•路盤工】

□ □ 1) 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 □ □ 2) 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。

□ □ 3) 路床及び路盤工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 4) 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。

□ □ 5) 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが 確認できる。

□ □ 6) 路床盛士において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認 できる。

□ □ 7) 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械 により施工していることが確認できる。

□ □ 8) その他 〔 理由:

#### 【アスファルト舗装工】

$\Box \Box 1)$	アスファルト混合物の品質が、	配合設計及び試験練りの約	結果又は事前審査制度の	証明書類により確
	認できる。			

- □ □ 2) 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去していることが確認できる。
- □ □ 3) プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されている ことが確認できる。
- □ □ 4) 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 5) 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □ □ 6) 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確 認できる。
- □ □ 7) アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件が配慮されていることが確認できる。

]

- □ □ 8) アスファルト舗装工の密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 9) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ば	ばらつきで		
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑π	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

検査員

#### [マイナス要因]

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

3.	出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [法面工事(種子吹付工・客土吹付工・植生基材吹付工)]
Γ	評価項目」
	・ばらつきで判断可能(50%以下)
	<ul><li>ばらつきで判断可能(80%以下)</li></ul>
	Transfer 11 most 14 2 or trops - C x 11844 CC or . Well tot
	評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)
akal	「評価対象項目」
	評 ···価
烼	
П	
П	
П	□ 2) 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
	□ 4) 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
П	□ 5) その他 「 理由:
	【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工】
	□ 1) 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
	□ 2) ネット等の境界に隙間が生じていないことが確認できる。
	□ 3) ネット等が破損を生じていないことが確認できる。
	□ 4) 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
	□ 5) 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
	□ 6) 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	□ 7) 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
	□ 8) その他〔 理由: 〕

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
<del>≟</del> π	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

Γ	マイ	ナス	要	因	1
- 1	1 1	//	` <del></del>	$\simeq$	

	品質関係の測定方法ス	スは測定値が不	適切であったため	>、監督員が文書`	で指示を行い	\改善された。
上記	記に該当すれば	·d				

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来はス ー Ⅱ. 品質 [法面工事(コングリート吹付工・モルダル吹付工)]				
「評価項目」				
□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)				
□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)				
□ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)				
□・ばらつきで判断不可能				
□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、				
評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)				
「評価対象項目」				
削 評 除 価				
【共通】				
□ □ 1) 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。				
□ □ 2) 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。				
□ □ 3) 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。				
□ □ 4) 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。				
□ □ 5) その他 〔 理由: 〕				
【コンクリート又はモルタル吹付工】				
□ □ 1) 使用する材料の種類、品質及び配合が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
□ □ 2) 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。				
□ □ 3) 金網が破損を生じていないことが確認できる。				
□ □ 4) 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工されていることが確認できる。				
□ □ 5) 吹付け厚さが均等であることが確認できる。				
□ □ 6) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。				
□ □ 7) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。				
□ □ 8) 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工されていることが確認できる。				
□ □ 9) その他 〔 理由: 〕				
【現場打法枠工(プレキャスト法枠工を含む)】				
□ □ 1) 使用する材料の種類、品質及び配合が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
□ □ 2) アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。				
□ □ 3) 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ □ 4) 強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。				
□ □ 4) 風度試験に使用したコンクリート供試体が、自該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 5) 枠内に空隙がないことが確認できる。				
□ □ 6) 層間に、はく離がないことが確認できる。				
□ □ 7) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。				
□ □ 8) その他 [ 理由: ]				
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。				
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。				
② 並体体( 0/) — 数业值日粉( ) / 逐体特色值日粉( )				

- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		はらつきで判断可能			ばらつきで
^ +	刊附至中八	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑क	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

# [マイナス要因]

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ − Ⅱ. 品質 [基礎工事、地盤改良工事]
「評価項目」
□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
□ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
□・ばらつきで判断不可能
□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、
評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)
「評価対象項目」
削評
除 価
【基礎工(コンクリート杭・鋼管杭・鋼管井筒杭・場所打杭・深礎工等)】
□ □ 1)杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
□ □ 2) 既製杭の打止め管理方法及び場所打杭の施工管理方法が整備されており、その記録が整理されていることが確認できる。
□ □ 3) 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □ 4) 水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 5) 溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 6) 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 7) 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □ 8) 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等
が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 9) 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 10)ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □ 11)裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。
□ □ 12)強度確認、セメントミルクの比重管理等の品質に係わる事項の管理資料が整理されていることが確認
できる。
□ □ 13)その他 〔 理由: 〕
【地盤改良】
□ □ 1) 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 2) セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料が整理されていることが確認できる。
□ □ 3) 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等が行われていることが確認できる。
□ □ 4) 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ □ 5) その他 〔 理由: 〕
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
*	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑π	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

# [マイナス要因]

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [海岸工事]

「評価項目」

<ul><li>ばらつきで判断可能(</li></ul>	50%以下)

- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

## 「評価対象項目」

削評

除価

- □ □ 1) コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ □ 2) 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 3) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 4) コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
- □ □ 5) 転倒や崩壊等がないようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
- □ □ 6) 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。
- □ □ 7) 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
- □ □ 8) 台風等の異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
- □ □ 9) その他 [ 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
* +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑जः	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

<b>★</b> 半	削断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価値	70%以上80%未満	Ъ
	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 1	出来	形	及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [コンクリート橋上部工事(PC橋・RC橋)]			
Γį	評価	<b>F項</b>				
	□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)					
	•	ばら	つきで判断可能(80%以下)			
	•	ばら	つきで判断可能(80%を超える)			
	•	ばら	つきで判断不可能			
	•	試験	¢結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、			
		評値	西対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)			
	「評	2価対	村象項目」			
	評					
除	価					
		1)	コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、			
			塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。			
		2)	コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認			
			できる。			
		3)	圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。			
		4)	施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足			
			していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)			
		5)	コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている			
			ことが確認できる。			
		6)	鉄筋の品質が証明書類で確認できる。			
		7)	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		8)	コンクリートの打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認			
			できる。			
		9)	圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。			
		10)	鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		11)	コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。			
		12)	スペーサーの品質及び個数が、仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。			
		13)	プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		14)	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。			
		15)	PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		16)	プレストレッシング・時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		17)	コンクリートの圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認			
			できる。			
		18)	有害なクラックがない。			
		19)	その他 〔 理由:			
	[ひ	び害	削れ抑制対策対象構造物]			
		20)	クラックが補修基準に達している場合、適切な補修を行っていれば、c 評価とする。 別紙-3参照			
		21)	クラックが補修基準に達している場合、適切な補修が行われていなければ、d 又は e 評 <u>価とする。</u>			
			別紙-3参照			

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>*</b> +	可例 左 平A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
<del>≐</del> π	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

<b>★</b> #	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	Ъ
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [塗装工事]

「評価項目」

П	<ul><li>ばらつきで判断</li></ul>	可能(50	%以下	- )
ш	りょり フさ し 田明	HI HE COU	/0 <i>V</i> // [	

- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

## 「評価対象項目」

削評

除価

- □ □ 1) 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ □ 2) ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □ □ 3) 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □ □ 4) 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □ □ 5) 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □ □ 6) 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ □ 7) 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。
- □ □ 8) 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □ □ 9) 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ □ 10) その他 [ 理由: ]
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>*</b> +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
<del>≐</del> ∓	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [トンネル工事]

		項		

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

#### 削評

# 除価

- □ □ 1) コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、 塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
- □ □ 2) コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 3) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 4) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 5) 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が設計図書で定められた仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 6) 設計図書に定められた岩区分(支保エパターンを含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □ □ 7) 坑内観察調査等について、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 8) 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工が行われていることが確認できる。
- □ □ 9) 金網の継ぎ目が15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □ □ 10) 吹付コンクリートの施工にあたって、浮き石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □ □ 11) 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □ □ 12) ロックボルトの定着長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 13) 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を 行っていることが確認できる。
- □ 14) 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- □ □ 15) その他 〔 理由:

)

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑क्त	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
胆	60%未満	bc	С	С	С

<b>★</b> 半	削断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [植栽工事]

「評価項目」

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

削評

除価

- □ □ 1)活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ □ 2) 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ □ 3) 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □ □ 4) 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ □ 5) 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ □ 6) 植えた樹木に対して、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ □ 7) 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ □ 8) 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □ □ 9) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
*	刊別 玄 中 A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≓π	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

<b>★</b> ¥	削断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	Ъ
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	c

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

			及び出来ばえ − Ⅱ. 品質 [防護柵(網)設置工事、標識設置工事、区画線設置工事]
F		項目	-
	•	ばら	つきで判断可能(50%以下)
	•	ばら	つきで判断可能(80%以下)
	•	ばら	つきで判断可能(80%を超える)
	•	ばら	つきで判断不可能
	•	試験	結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、
		評価	「対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)
	「評	価対	<b>才象項目</b> 」
削	評		
除	価		
		1)	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
			防護柵等の床堀の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認でき
		ĺ	る。
		3)	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
	П		防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。
П		,	基礎設置箇所について、地盤の地耐力を把握して施工していることが確認できる。
П		,	防護柵の支柱の根入長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
$\Box$		,	ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。
		,	ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以
		,	上であることが確認できる。
П	П		イント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。
		,	区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
		,	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
			区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認でき
ш	ш	14)	と では、
		13)	る。 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていること
	ш	13)	が確認できる。
		14)	プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
		,	
			区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 その他 「 理中・
1 1	1 1	In)	ゲリMU   THE HEI:

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>A</b> †	刊附至中八	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≢च	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
III	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

	<b>,</b> ,	ļ	]	1
-7/	ィーフ	Щ	I <del>-⊁</del> -I	
Y /	1 / /	1	ᄱ	

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

## 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [電線共同溝工事]

_ ====	Γ <b>:</b> /π	・ナエ	$\Box$	
= 1	V. AH	. 1 🖽	$\Box$	
1 11	፟፝፞፞፞/紐			

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

#### 削評

#### 除価

- □ □ 1) 指定材料の規格が品質を証明する書類で確認できる。
- □ □ 2) 管路の通過試験が行われており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- □ □ 3) プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録されていること が確認できる。
- □ □ 4) 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸がないように仕上げていることが確認できる。
- □ □ 5) 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等がないよう敷設している ことが確認できる。
- □ □ 6) 埋戻しにおいて、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 7)舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸がなく平坦性を確保していることが確認できる。
- □ □ 8) 管枕及び埋設シートの設置や設計図書に定められた土被りを確保していることが確認できる。
- □ □ 9) 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- □ □ 10) その他 [ 理由: ]
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数(
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
* +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑जः	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
胆	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき
		の判断ができない場合は、評価対象
		項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [維持工事(清掃工・除草工・付属物工・除雪・応急処理等)]
「評価項目」
a. 優れている
ab. bより優れている
b. やや優れている
bc. cより優れている
c. 他の評価に該当しない
「評価対象項目」
評 価
□ 1) 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていること が確認できる。
□ 2)構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 3) 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行う等積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 4) 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
□ 5) 理由
□ 6) 理由
□ 7) 理由
□ 8) 理由
●判断基準
※ 該当項目が6項目以上 a
<ul><li>※ 該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<ul><li>※ 該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<ul><li>※ 該当項目が3項目・・・・・・・・・・bc</li></ul>
※ 該当項目が2項目以下 c
注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜、項目を追加して評価するものとする。
「マイナス要因」
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すればd
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すればe
$\Gamma = \Gamma \cup \Gamma = M \longrightarrow \Gamma \cup \Lambda \cup \Gamma \cup$
工品で恢うするがな

3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [修繕工事(橋脚補強・耐震補強・落橋防止等)]
「評価項目」
a. 優れている
ab. bより優れている
b. やや優れている
bc. cより優れている
c. 他の評価に該当しない         「評価対象項目」
評
価
□ 1) 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていること が確認できる。
□ 2) 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 3) 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行う等積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 4) 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□ 5) 理由
□ 6) 理由
□ 7) 理由
□ 8) 理由
●判断基準
※ 該当項目が6項目以上 a
<ul><li>※ 該当項目が5項目ab</li></ul>
※ 該当項目が4項目 b
<ul><li>※ 該当項目が3項目・・・・・・・・bc</li></ul>
※ 該当項目が2項目以下。 c
注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜、項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。
[マイナス要因]
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
上記に該当すればd
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記に該当すればe

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [機械設備工事(ポンプ設備工事を含む)]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する。(★判断基準B)

	「堼	価支	   対象項目
削		ΙЩΖ	
除	-:-		
		1)	材料、部品の品質照合の書類(現物照合)が整理され、品質の確認ができる。
			設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
		3)	設計図書の仕様をふまえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
		4)	機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
			溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類が整理され、品質の確認ができる。
		6)	塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類が整理され、品質の確認ができる。
			操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れているこ
			とが確認できる。
		8)	操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類が整理され、品質
			が確認できる。
		9)	小配管、電気配線・配管が承諾図書のとおり敷設されていることが確認できる。
		10)	設備の取扱説明書が工夫されていることが確認できる。
		11)	取扱説明書に部品等の点検及び交換方法についてまとめられていることが確認できる。
		12)	機器の配置が点検しやすいよう工夫されていることが確認できる。
		13)	設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫されていることが確認できる。
		14)	二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられていることが確認できる。
		15)	バルブ類の平時の状態を示すラベル等が見やすい状態で表示されていることが確認できる。
		16)	計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
		17)	回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護がされていることが確認できる。
		18)	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
		19)	監督員の指示事項に対して現場状況を勘案し、施工方法等についての提案を行う等、積極的に取り組
			んでいることが確認できる。
		20)	その他 〔 理由:
_		_	
_			至価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
2) i	削陽	頁	目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

- %)=該当項目数( )/評価対象項目数( ) ③ 評価値(
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準B		評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	Ъ
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [電気設備工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する。(★判断基準B)

ніі	щу	2,1	
	「評	[価]	対象項目」
	評		
除	価		
		1)	製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
		2)	材料・部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足
			していることが確認できる。
		3)	機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
		4)	操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
		5)	ケーブル及び配管の接続等の作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないこ
			とが確認できる。
		6)	設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		7)	操作制御関係の機能及び性能が設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装
			置の作動が確認できる。
		8)	設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		9)	現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認して
			いることが確認できる。
		10	)設備全体についての取扱説明書を工夫し、作成(修繕(改造・更新を含む)の場合は、修正又は更新)
			していることが確認できる。
		11	)完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
		12	)設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
		13	) その他 〔 理由:

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準B		評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

[マイナス要因]	「ス要因
----------	------

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅱ. 品質 [通信設備工事、受変電設備工事]
「評価項目」
□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
□ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
□・ばらつきで判断不可能
□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、
評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)
「評価対象項目」
削評
除 価
□ □ 1) 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□ □ 2) 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備している
ことが確認できる。
□ □ 3) 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足してい
ることが確認できる。
□ □ 4) 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認で
きる。
□ □ 5) ケーブル及び配管の接続等の作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないこ
とが確認できる。
□ □ 6) 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ □ 7) 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していること
が確認できる。
□ □ 8) 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 9) 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能が工場試験記録により確認できる。
□ □ 10) 設備全体についての取扱説明書を工夫し、作成(修繕(改造・更新を含む)の場合は、修正又は更新)
していることが確認できる。
□ □ 11) 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 12) 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A -		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑तर	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
価値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する					
	90%以上	a					
評	80%以上90%未満	ab					
	70%以上80%未満	b					
値	60%以上70%未満	bc					
	60%未満	С					

「マノ	イナ	ス	要	田	٦

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d

□ □ 13) その他 〔 理由:

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

3.	出来形	及び出来ばえ -	- Ⅱ.品質	[港湾築造]	L事(浚渫·海岸築造	工事を含む)]
Γ	評価項目	_				
		つきで判断可能				
		つきで判断可能				
		つきで判断可能	– –	5)		
		つきで判断不可		) dutilee	20 - 20 2 1 H A 22	
					ができない場合は、	
		対象項目(評価	他)たけで評1	曲する(★	判断基準B)	
出口		<b>才象項目</b> 」				
	評 価					
		仕様書等で定め	られている早	哲答冊が宝	描されている	
	,					き、証明書が整備されている
					していることが確認で	
					よる)が守られている	
					よる)が守られている	
					いることが確認できる	
	,				犬に施工され、記録に	•
					(正常に形成され、記	
						記録により確認できる。
	□ 10)	ロッドコンパクシ	ョンの打込み	記録から、一	一様な品質の施工が研	確認できる。
	□ 11)	深層混合処理の	の打込み記録	から、仕様書	<b>善に定められている事</b>	項が確認できる。
	$\square$ 12)	マットが破損なく	〈施工され、記	録により確認	忍できる。	
	□ 13)	捨石、被覆及び	「根固め石がぬ	ゆるみのない	よう堅固に施工され、	記録により確認できる。
	$\square$ 14)	裏込めが既設権	<b>構造物及び防</b>	砂目地板の	破損に注意して施工	され、記録により確認できる。
					合を含む)で確認でき	る。
		杭及び矢板に打		-		
					が整備され、かつ記録	<b>录が確認できる。</b>
					る)が守られている。	No the feto and a soul as a second
						<b>篆書等による)が守られている。</b>
					意事項(仕様書等によ	- ·
_					事項(仕様書等による	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
					こよる)が守られている	·
					書に定められた事項だ 等による)が守られて	
					して施工していること	
					ることが確認できる。	2017年11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日
					が守られていることが?	<b>盗認できる</b>
		船舶に十分注意				
					いよう施工していること	が確認できる。
						ど響を最小限に抑えている。 (大型船
	,	による施工で、				
	□ 31)				<sub>テっていることが記録</sub>	で確認できる。
		その他〔理由			]	
(I)	当該「評	価対象項目   の	うち、評価対象	き外の項目に	は削除する。	

- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

<b>→</b> 1	判断基準A	ば	ばらつきで		
<b>*</b> 1	刊附本中A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑तर	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
価値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
IIE	60%未満	bc	С	С	С

<b>★</b> #	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ ー Ⅱ. 品質 [消波・根固ブロック(製作・転置・仮置・運搬・据付)工事、 捨石•被覆石•根固石工事] 「評価項目」 □ ・ばらつきで判断可能(50%以下) □ ・ばらつきで判断可能(80%以下) ・ばらつきで判断可能(80%を超える) □ ・ばらつきで判断不可能 □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、 評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B) 「評価対象項目」 削評 除価【製作】 □ □ 1) 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格 (強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 □ □ 2) コンクリートの打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 □ □ 3) コンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 4) 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種 及び養生方法等が適切に行われていることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ □ 5) 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されていることが確認できる。 【転置・仮置・運搬・据付】 □ □ 6) 転置、仮置に際し、ブロックの強度確認を行っている。 □ □ 7) 仮置は、転倒、崩壊等の恐れがないよう対策を講じていることが確認できる。 □ □ 8) 据付にあたって、ブロック相互の接合部において段差が生じないよう施工されている。 □ □ 9) 据付にあたって、ブロック層の自然空間に間詰石を挿入していない。 □ □ 10) その他 〔 理由: 【捨石•被覆石•根固石】 □ □ 1) 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ □ 2) 施工に先立ち、石の比重の試験成績書並びに産地を明示した書類を監督員に提出して承諾を得 ている。 □ □ 3) 使用する石の寸法及び質量並びに比重が設計図書に適合し、扁平細長でなく風化及び倒壊の恐 れがない。 □ □ 4) 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

□ □ 6) その他 〔 理由:

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

□ □ 5) 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないように堅固に施工され、記録により確認できる。

- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

<b>→</b> ¥	引断基準A	ば	ばらつきで		
* +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑च	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
価値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
IIE	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

# [マイナス要因]

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [は場整備工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	評評価	延価文	対象項	]]														
		1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	基盤がのといるという。	盛が通 充分 耐 活 が 高 計 ば に 有 害 な れ っ れ っ れ っ れ っ れ っ れ っ れ っ れ っ れ っ れ	作業排力 適正に施工 確保され、 高さが指定 面が崩壊で対 が適り防止 が適り防止	Lされ かつ こ転 員傷 処理	い、基盤 均平でいる 王されていないこと だないことれている	をの均当 が良好 場合、 ているこ とが確 いること	区度が 子で場の とが で にと が確認 で に が 確認	良好で ることが 全記 全記 できる。 るでき	であるこ が確認 がり高さ きる。 る。	とが確 できる。 さ(基準	認で 。 進高)	だきる。 が良女			が確認	できる
		9) 10) 11) 12) 13)	水路林法面にコンクコンク	構造物 こ有害 リート2 リート2	周辺の転列 に崩壊や な崩壊や 2次製品か 2次製品の の施工が	損傷が接合	がなく、 がない 員してい 合が適 ]	、きめ糸 ことが石 ないこ Eに施	聞かい 確認で とが確 工され	施工ができる。 を認ででいる	ぶなされ きる。	ている			忍でき	る。		
		15) 16) 17)	法面に 上置	こ有害 オの転	が充分な な崩壊や 圧が充分 様書に定	損傷であ	がない ることか	ことがる	確認て できる。	ぎきる。	<b>ミ</b> の混 <i>力</i>	しがない	ハこ	とが確	認でき	きる。		
		19)	その他	<u>p</u> ( 1	理由:				)									
② ③	削陷 評価	余項   価値(	目のある ( %	る場合 る) =診	」のうち、記 は、削除行 亥当項目数 対象項目	後の記 女(	評価項 )/i	目数を 平価対	母数と 象項目	こして言 目数(	-   算した 		(%)	計算の	値で	評価す	<del>-</del> る。	
			_ <b>A</b> _ \  \  \  \  \  \	1144年3	作り		<b>証</b> 加支	↓А雷□	<b>⊐ /≅</b> ₩/	(正/去)。	ピルーベミ	が加み	-7					

★半	削断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する					
	90%以上	a					
評	80%以上90%未満	ab					
	70%以上80%未満	b					
値	60%以上70%未満	bc					
	60%未満	С					

「マィ	(ナス要因	٦

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [暗渠排水工事(湧水処理)]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	「評	価対	<b>才象項目</b> 」
削	評		
除	価		
		1) :	掘削断面に崩壊、過堀がないことが確認できる。
		2)	管渠資材(吸水管・集水管等)の規格、品質が設計図書に適合しており、損傷がないことが確認できる。
		3) 4	管渠(吸水管・集水管等)が良好に設置されていることが確認できる。
		4)	管渠相互(吸水管・集水管・付属管等(排水管、立上管、水甲、制御器等))の接続が適正であることが
		7	確認できる。
		5) 1	被覆材が仕様書に定められた品質及び機能を有していることが確認できる。
		6) ±	埋戻が充分なされていることが確認できる。
		7)	表土復旧が適正に施工されていることが確認できる。
		8)	弾丸暗渠の機能が適切であることが確認できる。
		9) 4	管理制御器(水甲、水位制御器等)の機能が適正であることが確認できる。
		10)	その他 〔 理由:
1	当該	紅評	価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
(2)	削除	項目	目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★半	川断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	ь
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

Lマイナス要因 <sub>-</sub>	[マイ	ノナ	-ス	要	因	_
----------------------	-----	----	----	---	---	---

	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため	、監督員が文書で	指示を行い改	て善された。
上	記に該当すればd			

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

## 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [ため池工事(堤体工)]

価項	

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- □・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

## 「評価対象項目」

#### 削評

#### 除価

- □ □ 1) 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
- □ □ 2) 材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。
- □ □ 3) 掘削、段切り等が適切に実施されていることが確認できる。
- □ □ 4) 堤体及び床堀部の盛り立て(締め固め等)が適切に実施されていることが確認できる。
- □ □ 5) 施工基面及び堤体法面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
- □ □ 6) 雨水による崩壊等が起こらないように排水対策を実施していることが確認できる。
- □ □ 7) 気象条件を考慮した施工がされていることが確認できる。
- □ □ 8) 旧施設の撤去にあたり、形状寸法が確認でき、残存する場合には漏水の原因にならないよう適切な処理がされていることが確認できる。
- □ □ 9) その他 〔 理由:
- ٦
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(hyokati %)=該当項目数(bunsi)/評価対象項目数(bunbo)
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>*</b> +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
<del>≐</del> ∓	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [河川浚渫工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	「評価が	対象項目」
削	評	
除	価	
	$\Box$ 1)	仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
	$\square$ 2)	濁り防止等、環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
	$\square$ 3)	浚渫工の施工上の注意事項(仕様書等による)が守られている。
		残土処理等が適正に処理されていることが確認できる。
	□ 5)	残土等の水切りが十分処理されていることが確認できる。
	□ 6)	浚渫時に土砂と草木等が分別されていることが確認できる。
	$\Box$ 7)	その他 〔 理由:

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

<b>★</b> ¥	削断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [植栽(森林)工事)]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	「評価対象項目」	
	評	
除	価	
	□ 1) 地拵え(伐倒、刈払、枝条整理等)は適切に施工されている。	
	□ 2) 保存木(保残木)は適切に残置されている。	
	□ 3) 苗木の表示票が整理されている。	
	□ 4) 苗木の検収が行われ、規格外苗木の混入がない。	
	□ 5) 苗木の管理(仮植、運搬、断幹、根の処理)は適切に施工されている。	
	□ 6) 植栽(植穴、施肥、客土、密度、締固め等)は適切に施工されている。	
	□ 7) 施肥(種類、施肥量、施肥方法等)は適切に施工されている。	
	□ 8) 植付間隔及び配植が設計図書どおり管理されている	
	□ 9) 植栽密度を管理する標準地の配置は適切である。	
	□ 10) 簡易施設は適切に実施されている。	
	□ 11) その他 〔 理由:	
1	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。	
2	削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。	
_	評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )	
4	なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	

<b>★</b> 半	川断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

# [マイナス要因]

品質関係の測定方法と	スは測定値が不適切	であったため、	監督員が文書で	で指示を行い	、改善された。

上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [管水路工事(パイプライン)]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

「評価対象項目」
削評
除 価
□ □ 1) 掘削断面に崩壊、過堀がなく、施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。
□ □ 2) 管及び付属品(制水弁、空気弁等)に破損、キズがないことが確認できる。
□ □ 3) 管及び付属品(制水弁、空気弁等)の接合が適正であることが確認できる。
□ □ 4) 材料の品質規定証明書が整備されていることが確認できる。
□ □ 5) 中心線の通りがよいことが確認できる。
□ □ 6) 仕様書等で示す条件により埋め戻し、締め固めが実施されていることが確認できる。
□ □ 7) 舗装復旧が適正に施工され、周辺との段差がないことが確認できる。
□ □ 8) コンクリート構造物等付属構造物の施工にきめ細かな対応がされていることが確認できる。
□ □ 9) 漏水がないことが確認できる。
□ □ 10) その他 〔 理由:
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
の 削除頂目のもて担合は、削除後の証価頂目粉も囚粉して計算した比索(0/)計算の構べ証価十て

- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

<b>★</b> 半	川断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
  □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [水管橋工事]

$\Gamma \Rightarrow \tau \in I$	TT TZ	$\Box$
1 = 14.4	西項	
' 0 1 1	四一只	ш

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □・ばらつきで判断不可能
  - ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

# 「評価対象項目」

#### 削評

# 除価

- □ □ 1) 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
- □ □ 2) 部材の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。
- □ □ 3) 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。
- □ □ 4) 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
- □ □ 5) 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。
- $\square$   $\square$  6) クラックがない。
- □ □ 7) その他 [ 理由:
- 」 | 1) ての他 ( 理由: )
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
^	刊例至平A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
<b>≑</b> 71	90%以上	a	ab	b	b
評価値		ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
IIE	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [ブロック(石)積(張)工事]

[] [] []	価項	Ħ
' DT		$\Box$

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - 」・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □・ばらつきで判断不可能
  - ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

# 「評価対象項目」

#### 削評

# 除価

- □ □ 1)施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ □ 2) 裏込材、胴込コンクリートの充填、締固めが充分である。
- $\square$   $\square$  3) ブロック(石)間のかみ合わせが適切である。
- □ □ 4) ブロック(石)に付着したゴミ、泥等がない。
- □ □ 5) 水抜き孔は適切な位置に設けられている。
- □ □ 6) 伸縮目地は適切な位置に設けられている。
- □ □ 7) その他 [ 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
^	刊例至平A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
<b>≑</b> 71	90%以上	a	ab	b	b
評価値		ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
IIE	60%未満	bc	С	С	С

<b>★</b> 半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

_ [ = 7	₽ <b>/</b> .π	: TZ	
1 64	华佃	ᆘ	H

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

#### 削評

# 除価

- □ □ 1) 施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ □ 2) コンクリートの打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。
- □ □ 3) 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の高さ、締固め、養生方法等が適切に行われている。
- □ □ 4) 製品に有害なひび割れ等の損傷がない。
- □ □ 5) JIS製品以外の製品は、外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料が整っている。
- □ □ 6) 枠の組立は、各部材に無理な力がかからないように順序よく施工されている。
- □ □ 7) 製品のかみ合わせ又は連結等が適切に施工されている。
- □ □ 8) 中詰め材料又は裏込材料に適切なものが使用され、締固めがよく、空隙が生じていない。
- □ □ 9) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>*</b> +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
<del>≐</del> ∓	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★半	川断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [木製構造物工事]

「評価項目」

□ ・ばらつきで判断可能(50%以	下.
-------------------	----

- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

# 「評価対象項目」

削評

除価

- □ □ 1) 木材、木製品の品質が良好で設計図書に基づき適正に施工されている。
- □ □ 2) 木材の組立が適正であり、ボルトの締め付けも適切に実施されている。
- □ □ 3) 使用する石材の規格が設計図書に適合している。
- □ □ 4) 中詰材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。
- □ □ 5) 地山との取り合わせが適切に行われている。
- □ □ 6)施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ □ 7) 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- □ □ 8) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>*</b> +	引列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≢ज	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
III	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する	
	90%以上	a	
評	80%以上90%未満	ab	
価	70%以上80%未満	b	
値	60%以上70%未満	bc	
	60%未満	С	

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [鋼製自在枠工事]

「評価項目」

□ •	ばらつきで判断可能(50%以下)

- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
- ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、 評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

削	評

#### 除価

- □ □ 1) 鋼材の規格及び員数がミルシート等で確認できる。
- □ □ 2) 鋼材の組立が適正であり、ボルトの締め付けも適切に実施されている。
- □ □ 3) 使用する石材の規格が設計図書に適合している。
- □ □ 4) 中詰材の詰め込みが適切であり、空隙が少なくなるよう施工されている。
- □ □ 5) 地山との取り合わせが適切に行われている。
- □ □ 6)施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ □ 7) 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
- □ □ 8) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≓π	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する	
	90%以上	a	
評	80%以上90%未満	ab	
価	70%以上80%未満	Ъ	
値	60%以上70%未満	bc	
	60%未満	c	

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [芝付け工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	「評価対象項目」
削	評
除	価
	□ 1) 現場搬入後、乾燥させないよう、速やかに芝付けを施工した。
	□ 2) 表土をかき均し、生育に支障となるゴミ、がれき、雑草等を除去している。
	□ 3) 目土を入れた後、転圧を施工している。
	□ 4)目土は、均し板でくぼんだところにかき入れている。
	□ 5) 傾斜地には、目串を打ち込んでいる。
	□ 6) その他 〔 理由: 〕
1	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
2	削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
3	評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )

★判断基準B		評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	ь
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

# [マイナス要因]

	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため	、監督員が文書で指示を行い	い改善された。
L	記に該当すればa		

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [補強土壁工事]

#### 「評価項目」

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - 」・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □・ばらつきで判断不可能
  - ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

#### 削評

# 除価

- □ □ 1) 盛土材料の土質が適正である。
- □ □ 2) 盛土の締固めが適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。
- □ □ 3) プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料等により的確に確認できる。
- □ □ 4) 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。
- □ □ 5) 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。
- □ □ 6) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
評価値	90%以上	a	ab	b	b
	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する	
	90%以上	a	
評	80%以上90%未満	ab	
価	70%以上80%未満	Ъ	
値	60%以上70%未満	bc	
	60%未満	С	

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [鉄筋挿入工事(アンカー工)]

П	=77	11. 11	$\Box$
U	古 <del>半</del> -1	<b>邢項</b>	н

- □ ・ばらつきで判断可能(50%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
  - 〕・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □・ばらつきで判断不可能
- □ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

# 「評価対象項目」

#### 削評

# 除価

- □ □ 1)補強材の材質、長さ、防食対策が適正である。
- □ □ 2) 削孔深さ、せん孔方向が管理されている。
- □ □ 3) 注入材の性状が管理され、充填されていることが確認できる。
- □ □ 4)確認試験等が実施された資料等が整備されている。
- □ □ 5) 頭部処理が適切に行われている。
- □ □ 6) 削孔完了後にスライムを排除していることが確認できる。
- □ □ 7) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
		50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≢π	90%以上	a	ab	b	b
評価値	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
	60%以上75%未満	b	bc	С	С
	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象		
		項目(評価値)だけで評価する		
評価値	90%以上	a		
	80%以上90%未満	ab		
	70%以上80%未満	b		
	60%以上70%未満	bc		
	60%未満	С		

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [EPS盛土工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

「評価対象項目	1
- I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	

1/1	=41

除価

- □ □ 1) 施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ □ 2) コンクリートの打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。
- □ □ 3) 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の高さ、締固め、養生方法等が適切に行われている。
- □ □ 4) 製品に有害なひび割れ等の損傷がない。
- □ □ 5) JIS製品以外の製品は、外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料が整っている。
- □ □ 6) 枠の組立は、各部材に無理な力がかからないように順序よく施工されている。
- □ □ 7) 製品のかみ合わせ、又は連結等が適切に施工されている。
- □ □ 8) 中詰め材料又は裏込材料に適切なものが使用され、締固めがよく、空隙が生じていない。
- □ □ 9) その他 [ 理由: ]
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

#### ●判断基準

★判断基準B		評価対象項目(評価値)だけで評価する
価	90%以上	a
	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……・e

#### 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [下水道(管渠)工事]

「評価項目」

□ ・ばらつきで判断可能(50%)	IJ.	下
-------------------	-----	---

- □ ・ばらつきで判断可能(80%以下)
- □ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)
- □ ・ばらつきで判断不可能
  - ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、

評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)

#### 「評価対象項目」

削評

除価

- □ □ 1) 使用材料の品質が証明書又は試験成績書で確認できる。
- □ □ 2) 埋設物の位置確認、露出した埋設物の報告、協議、処理が適切に行われている。
- □ □ 3) 掘削、土留工及び覆工が、設計図書及び共通仕様書に基づいて適切に施工されている。
- □ □ 4) 管、人孔の布設及び接合が、設計図書及び共通仕様書に基づいて適切に施工されている。
- □ □ 5) 埋戻しの材料、方法及び路面復旧工が、設計図書及び共通仕様書に基づいて適切に施工されている。
- □ □ 6) 施工基面が平滑に仕上げられ、過堀り、浮き石等がないように施工されている。
- □ □ 7) 管渠(管布設・矩形渠布設、推進)工において、出来形管理基準を満足しており、屈曲や沈下がない。
- □ □ 8) 管渠及び人孔接合部において、シール材・滑材・接着剤等のはみ出しがなく、漏水箇所がない。
- □ □ 9) 推進工において、裏込注入、中込注入が適切に行われていることが資料により確認できる。
- □ □ 10) 人孔において各部材にクラック等がない。
- □ □ 11) インバートは形状、勾配及び表面仕上げが適切で漏水がない。
- □ □ 12) 施設内に土砂、モルタル、材料の断片等がなく清掃されている。
- □ □ 13) 舗装復旧が適正に施工され、周辺との段差がない。
- □ □ 14) 埋戻しにおいて、締固めが適切な方法で施工されており、表面に沈下が見られない。
- □ □ 15) その他 〔 理由:
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ばらつきで判断可能			ばらつきで
* +	刊別 玄 华 A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
評	90%以上	a	ab	b	b
価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
IIE	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	Ъ
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

## 「マイナス要因]

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば………d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

		形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [魚礁設置工事]
Γį	评価	[項目]
		19.3 - 6 (11)51 119 (90 /05/1 /
		10.0 - 6 6 1 197 112 (00 / 00) (1 /
		10/2 6 1 1 1 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		・ばらつきで判断不可能
		・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、
		評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)
		価対象項目」
削		
除	価	
		【製作・組立】
		1) 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
		2) 鋼材等の品質規格と員数の照合がミルシート等で確認されており、形状寸法が設計図書と適合して
		いることが確認できる。
		3) 溶接施工上の注意事項が守られている。
		4) 溶接検査が所定どおり実施されており、内容が確認できる。
		5) 主要部材の切断は自動ガス切断で行われており、切断面の品質が規定を満足している。
		6) 部材の噛み合わせ及び連結等が適切に施工されていることが確認できる。
Ш	Ш	7) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認
_		できる。
		8) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
	Ш	9) 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を
		満足していることが確認できる。
Ш	Ш	10) コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行ってい
		ることが確認できる。
		11) 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。
		12) 鉄筋の組立及び加工が設計図書を満足していることが確認できる。 13) コンクリートの養生が定められた条件を満足していることが確認できる。
		13) コンクリートの後生が足められた条件を両足していることが確認できる。 14) スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		14) へく一り一の面負及の個数が任保者に足められた米什を個定していることが確認できる。 15) 有害なクラックがない。
		16) 木材、木製品の品質が良好で設計図書に基づき適正に施工されていることが確認できる。
		17) 木製の組立が適正であり、ボルト等の締め付けが適切に実施されていることが確認できる。
Ш	Ш	11) 小教の地立が旭正(めが、かんしもの神の川のからから、と他のものく、必じの。
		【沈設】
П		18) 汚濁防止等、環境保全に十分注意して施工されていることが確認できる。
		19) 沈設に関して管理されており、設計図書、仕様書に定められたとおり施工されていることが確認できる。
		20) 輸送中相互に接触しないよう固定して運搬され、破損やキズがないことが確認できる。
		21) 沈設場所が速やかに復元できる資料等が整理されている。
_	_	7 1-3-200 (C ) C (C ) (C ) (C ) (C ) (C ) (C )
		29) その他 「 理中・

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

<b>土</b>	川断基準A	ばらつきで判断可能			ばらつきで
<b>*</b> +	刊列 圣华A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
₽₩	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
IIE	60%未満	bc	С	С	С

★判断基準B		試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	ь
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	c

## [マイナス要因]

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [本数調整伐(間伐)工事、除伐工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	F			
		価	対象項目」	
	評			
除	価	_		
			、数調整伐(間伐)】	
			選木は適正に実施されてい	
		2)	伐採木は完全に倒伏され	整理されている。
		3)	残存木に損傷等がない。	
				要な生育空間及び光環境が確保されている。
			伐採高は地上高概ね0.5	
		6)	残存木に巻き付いた蔓茎類	質は丁寧に切断、除去されている。
		7)	林縁木の残存により林分係	R護がされている。
		8)	標準地は類似林分毎に配	置され、伐採率が適切に管理されている。
		9)	簡易施設は適切に実施され	っている。
		10)	) その他 〔 理由:	]
		【阴	戻伐】	
		1)	植栽木へ支障のある雑木は	<b>は、地際より除去されている。</b>
		2)	植栽木へ支障のない雑木	は、残置されている。
		3)	植栽木であっても、枯損木	、損傷木、暴れ木等は伐採されている。
		4)	伐採木は完全に倒伏され	を理されている。
		5)	残存木は損傷がない。	
		6)	肥料木は必要に応じて適り	刃に処置(台切等)されている。
		7)	植栽木に巻き付いた蔓茎類	質は、丁寧に切断、除去されている。
			林縁木の残存により林分係	
		,	その他 〔 理由:	
		ĺ	- · <b>-</b> · ·	
(1)	当該	言	平価対象項目 1のうち、評価	対象外の項目は削除する。
_		-		評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
			(%)=該当項目数(	
				2項目以下の場合は c 評価とする。
_	0	• • •	41/4-154 - H.I. IIII 4-4-54-541 - 5540	
			★判断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
			1.14.\0.00	

★判断基準B		評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

## [マイナス要因]

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [枝落し工事、下刈り工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	「評	価対象.	項目」	
	評			
除	価		_	
		【枝落し	_	
			<b>非に施工されている。</b>	
			どの高さまで施工されて	いる。
			友は落とされている。	
		,		iは平滑(なめらか)に切除されている。
			を長は適正か。	
				領は丁寧に切断、除去されている。
			生地が適切に設置されて	
			オの残存により林分保	
				適切に施工されている。
		10) その	の他 〔 理由:	)
		<b>I</b> → uDo	•	
		【下刈り	_	
			別に実施されている。	
				かは地際より丁寧に刈り払われている。
		,	は木の誤伐、損傷はない	·
			【木の処理がされている	
			いちょり植栽木の乾燥	
		, , , , ,		れ植栽木から除去されている。
				の処理が適切に行われている。
			は杭の確保等、境界の位	R全がなされている。
Ш	Ш	9) 40	)他〔 理由:	J
	\Iz ==	⊬⊺≐ಪ <i>!</i> π•⊥	1.4.西口・あさよ 部位	4.4.4.4. できせいが成り、トラ
_				対象外の項目は削除する。
_				評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
_				)/評価対象項目数(  )
4)	/\$.X	)、削/标件	女の評価対象項目数か	52項目以下の場合は c 評価とする。
			r判断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
		'	いい別を守り	FI
		$\vdash$	000/1011	

★判断基準B		評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [水門・樋門工事(扉体工)]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

「評価対象項目」
削 除 価
□ □ 1) 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
□ □ 2) 鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。
□ □ 3) 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
□ □ 4) 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□ □ 5) 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ 6)施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 7) その他 〔 理由:
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準B		評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

## [マイナス要因]

□ 品質陽	関係の測定方法.	又は測定値が不	適切であったため	、監督員が文書゛	で指示を行い	\改善された。
上記に該	核当すれば	··d				

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [薬液注入工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	評価対象項目」
削	評
除	価
	□ 1) 使用材料(硬化材、助材を含む)の品質規格が品質証明書等で確認できる。
	□ 2) 使用材料(硬化材、助材を含む)の入荷及び空袋で監督員の立会を行っている。
	□ 3) 削孔深さ、注入長の確認ができる。(監督立会)
	□ 4) 注入量、注入圧力等が確認できるよう適切な施工方法で実施されている。
	□ 5)注入効果の確認を行っている。
	□ 6) 観測孔及び水質等の管理が適切に行われており、資料で確認できる。
	□ 7) その他 〔 理由:
① = π	á該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 肖	川除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
3 1	平価値( %)=該当項目数( )/評価対象項目数( )
(4) to	さお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★半	川断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	b
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

## [マイナス要因]

	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、	、監督員が文書で指示を行	い改善された。
ŀ	上記に該当すればd		

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当すれば……e

# 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [公園工事]

「評価項目」

評価対象項目(評価値)だけで評価する(★判断基準B)

	「評値	西対象項目」
削	評	
除	価	
		)使用材料の品質規格について、設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。
		2)広場等の表面排水勾配が適切に施工され、残材、石等が取り除かれている。
		3) 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書等に定められた条件に適合していることが証明書等で確認
		できる。
		1) 園路等の舗装が、設計図書及び仕様書に定められた条件で施工されていることが確認できる。
		i) 植栽基盤は、設計図書及び仕様書に定められた条件で施工されていることが確認できる。
		ら) 石積み(崩れ積、玉石積等)は、設計図書及び仕様書に定められたとおりに施工されていることが確
		認できる。
		7) その他 〔 理由:
$\bigcirc$	当該	「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

<b>★</b> 半	川断基準B	評価対象項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
	70%以上80%未満	Ъ
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	С

[	/十	フ	用	$\exists$	٦
~ /	1 /	$^{\sim}$	+	ハ	

□ 品質関係の湯	則定方法ス	スは測定値がフ	下適切であっ	ったため、	監督員が文	書で指示を行い	・改善された。
[ ニコンマニセン// 1-1.	- 3.79	1					

上記に該当すれば……d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ - Ⅱ. 品質 [上記以外の工事]		
「評価項目」		
□ ・ばらつきで判断可能(50%以下)		
□ ・ばらつきで判断可能(80%以下)		
□ ・ばらつきで判断可能(80%を超える)		
□ ・ばらつきで判断不可能		
□ ・試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、		
評価対象項目(評価値)だけで評価する (★判断基準B)		
「評価対象項目」		
削評		
除価		
□ □ 1)理由(	)	
□ □ 2)理由(	)	
□ □ 3)理由(	)	
□ □ 4)理由(	)	
□ □ 5)理由(	)	
□ □ 6)理由(	)	
□ □ 7)理由(	)	

)

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

★判断基準A		ば	ばらつきで判断可能		
<b>*</b> +	刊別 玄 华 A	50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
≑क	90%以上	a	ab	b	b
評価	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
価値	60%以上75%未満	b	bc	С	С
旭	60%未満	bc	С	С	С

<b>★</b> ¥	削断基準B	試験結果の打点数等が少なくばらつき の判断ができない場合は、評価対象 項目(評価値)だけで評価する
	90%以上	a
評	80%以上90%未満	ab
価	70%以上80%未満	Ъ
値	60%以上70%未満	bc
	60%未満	c

	ノー	<del></del>	т.	
~//	コンス	55.1	$\tau$	

□ □ 8)理由(

- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
- 上記に該当すれば……d
- □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
- 上記に該当すれば……e

3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、海岸工事]
[評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4) クラックがない。 □ 5) 漏水がない。 □ 6) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。 該当2項目以下。d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [土工事(盛土・築堤等工事)]
3. 山木が及び山木はえ 「エエ事(盛工・楽堤寺工事)」         [評価項目]         a. 優れている         b. やや優れている         c. 他の評価に該当しない         d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 仕上げが良い。 □ 2) 通りが良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4) 構造物へのすりつけ等が良い □ 5) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当4項目以上。 該当3項目。 該当2項目。 該当1項目以下。d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [切土工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 規定された勾配が確保されている。 □ 2) 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されている等、適切に施工されている。 □ 3) 法面勾配の変化部について、干渉部を設ける等、適切に施工されている。 □ 4) 滞水等による施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている □ 5) 関係構造物等との取り合いが適切に施工されている。 □ 6) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。 該当2項目以下d

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [護岸工事、根固工事、水制工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている	
「評価対象項目」 □ 1) 通りが良い。 □ 2) 材料のかみ合わせが良く、クラックがない。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4) 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 5) 全体的な美観が良い。	
●判断基準 該当4項目以上。 該当3項目。 該当2項目。 該当1項目以下d	
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [鋼橋工事]	
[評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている	
「評価対象項目」 □ 1)表面に補修箇所がない。 □ 2)部材表面に傷及び錆がない。 □ 3)溶接に均一性がある。 □ 4)塗装に均一性がある。 □ 5)全体的な美観が良い。	
●判断基準 該当4項目以上。a 該当3項目。b 該当2項目。c 該当1項目以下d	
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [地すべり防止工事(集水井戸工事を含む)] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている	
「評価対象項目」 □ 1) 地山との取り合いが良い。 □ 2) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 3) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 4) 全体的な美観が良い。	
※集水井戸工事は集水状況等、必要とする効果が確認できれば c 評価とする。	
●判断基準 該当3項目以上·······a 該当2項目···········b 該当1項目·············c 該当項目なし··········d	

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [舗装工事] [評価項目]
a. 優れている
b. やや優れている c. 他の評価に該当しない
d. 劣っている
「評価対象項目」
□ 1) 舗装の平坦性が良い。 □ 2) 構造物の通りが良い。
□ 3)端部処理が良い。
<ul><li>□ 4) 構造物へのすりつけ等が良い。</li><li>□ 5) 雨水処理が良い。</li></ul>
□ 6)全体的な美観が良い。
●判断基準
該当5項目以上·······a 該当4項目·······b
該当3項目······c
該当2項目以下d 
9 山本瓜及水山本が今 m 山本が今 「外五二車」
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [法面工事] [評価項目]
a. 優れている b. やや優れている
c. 他の評価に該当しない
d. 劣っている
「評価対象項目」
□ 1) 通9が良い。 □ 2) 植生、吹付等の状態が均一である。
□ 3) 端部処理が良い。 □ 4) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当3項目以上。
該当2項目······b
該当1項目·······c 該当項目なし·······d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [基礎工事、地盤改良工事)]
[評価項目] a. 優れている
b. やや優れている
c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 土工関係の仕上げが良い。
<ul><li>2) 通りが良い。</li></ul>
□ 3) 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 4) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
※地盤改良工事は必要とする改良効果が確認できれば c 評価とする。
●判断基準
該当3項目以上·······a 該当2項目········b
該当1項目c
該当項目なしd 63

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [コンクリート橋上部工事(PC橋・RC橋)] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ 2) コンクリート構造物の通りが良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4) 支承部の仕上げが良い。 □ 5) クラックがない。 □ 6) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。c 該当2項目以下d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [塗装工事(工場塗装を除く)] [評価項目]
a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 塗装の均一性が良い。 □ 2) 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 3) 補修箇所がない。 □ 4) ケレンの施工状況が良好である。 □ 5) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当4項目以上。 該当3項目。b 該当2項目c 該当1項目以下d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [植栽工事]
<ul><li>[評価項目]</li><li>a. 優れている</li><li>b. やや優れている</li><li>c. 他の評価に該当しない</li><li>d. 劣っている</li></ul>
「評価対象項目」 □ 1) 樹木の活着状況が良い。 □ 2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 3) 支柱の取り付けが堅固である。 □ 4) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当3項目以上。 該当2項目。b 該当1項目。c 該当項目なしd

3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [防護柵(網)設置工事] 「評価項目〕
a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 通りが良い。 □ 2) 端部処理が良い。 □ 3) 部材表面に傷及び錆がない。 □ 4) 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ 5) きめ細やかに施工されている。 □ 6) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当5項目以上。a 該当4項目b 該当3項目。c 該当2項目以下d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [標識設置工事] [評価項目]
a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 設置位置に配慮がある。 □ 2) 標識板の向き、角度及びその支柱の通りが良い。 □ 3) 標識板及び支柱に変色がない。 □ 4) 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 5) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当4項目以上。a 該当3項目b 該当2項目c 該当1項目以下d
9 山本形及水山本バラ _ TT 山本バラ 「反而始乳要丁申〕
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [区画線設置工事]         [評価項目]         a. 優れている         b. やや優れている         c. 他の評価に該当しない         d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 塗料の塗布が均一である。 □ 2) 視認性が良い。 □ 3) 接着状態が良い。 □ 4) 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 5) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当4項目以上········a 該当3項目············b 65

該当2項目c 該当1項目以下d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [機械設備工事(ポンプ設備工事を含む)]
<ul><li>[評価項目]</li><li>a. 優れている</li><li>b. やや優れている</li><li>c. 他の評価に該当しない</li><li>d. 劣っている</li></ul>
「評価対象項目」 □ 1) 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ 2) きめ細かな施工がなされている。 □ 3) 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 4) 溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 □ 5) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当4項目以上。 該当3項目。 該当2項目。 該当1項目以下d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [電気設備工事]         [評価項目]         a. 優れている         b. やや優れている         c. 他の評価に該当しない         d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) きめ細やかな施工がなされている。 □ 2) 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 3) 動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能及び運用性が良い。 □ 4) ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 5) 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 6) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当5項目以上a 該当4項目b 該当3項目c 該当2項目以下d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [電線共同溝工事] [評価項目]
a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 歩道及び車道の舗装(仮復旧舗装を含む)の勾配が適切で、有害な段差がなく平坦性が確保されている。 □ 2) プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 3) 施工管理記録等から、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 4) 全体的な美観が良い。

66

●判断基準

該当3項目以上……a 該当2項目……b

該当1項目····································
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [通信設備工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □ 2) 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 3) 動作状態において、電気的及び機械的な異常がなく、総合的な機能や運用性が良い。 □ 4) 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ 5) 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 6) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。 該当2項目以下。d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [維持修繕工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 小構造物等にも注意が払われている。 □ 2) きめ細かな施工がなされている。 □ 3) 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 4) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当3項目以上。 該当2項目。 該当1項目。 該当項目なしd
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [港湾築造工事(浚渫・海岸築造工事を含む)] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 通りが良い。 □ 2) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 3) 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □ 4) きめ細やかな施工がなされている。 □ 5) 全体的な美観が良い。

検査員 別紙一2 該当3項目……b 該当2項目………c 該当1項目以下……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [消波・根固ブロック(製作)工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) コンクリートの肌が良い。 2) コンクリートの表面及び端部の仕上げが良い。 □ 3) きめ細かな施工がなされている。 □ 4) クラックがない。 □ 5) 全体的な美観が良い。 ●判断基準 ※制作及び据付等の両項目を評価対象とした場合は、下位の評価とする。 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目………c 該当1項目以下……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [消波・根固ブロック(転置・仮置・運搬・据付)工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) 通りが良い。 □ 2) 材料のかみ合わせが良い。 □ 3) 天端、端部の仕上げが良い。 □ 4) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 5)全体的な美観が良い。 ●判断基準 ※制作及び据付等の両項目を評価対象とした場合は、下位の評価とする。 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目………c 該当1項目以下 ·······d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [ほ場整備工事] 「評価項目〕 a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) 整地仕上げが良い。 □ 2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。

□ 3) 営農に十分配慮された施工がなされている。□ 4) 水路、道路等が適正に施工されている。

□ 5) 法面仕上げが良い。 □ 6) 全体的な美観が良い。

●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。 該当2項目以下。d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [汎用化対策工事(暗渠排水・湧水処理等]
III
「評価対象項目」 □ 1) 埋戻し部の施工、仕上げが良い。 □ 2) 石礫、雑物除去及び残土処理が適切に処理されている。 □ 3) 営農に十分配慮された施工がなされている。 □ 4) 管渠等(吸水渠、集水渠、弾丸暗渠等)の通りが良い。 □ 5) 管理制御器(水甲、水位制御器等)及び排水口の設置が適切である。 □ 6) 全体的な美観、仕上がりが良い。
●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。 該当2項目以下。d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [ため池工事(堤体工)]
3. 出来形及が出来はえ 「 III : 出来はえ 「 ため他工事( 定体工) 」         [評価項目]         a. 優れている         b. やや優れている         c. 他の評価に該当しない         d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 仕上げが良い。 □ 2) 通りが良い。 □ 3) 端部の処理が良い。 □ 4) 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 5) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当4項目以上。 該当3項目。 該当2項目。 該当1項目以下。d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [河川浚渫工事]
<ul><li>正本が大き田木はた (15) (16) (15) (16) (17) (16) (17) (16) (17) (16) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17</li></ul>
「評価対象項目」 □ 1) 掘削面が平坦で、仕上げが良い。 □ 2) 自然環境との調和が図られている。 □ 3) 工事用道路等の後片付けが適切に施工されている。 □ 4) 全体的な仕上がりが良い。

●判断基準 該当3項目以上。 該当2項目。 該当1項目。 該当項目なし。d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [植栽(森林)工事]         [評価項目]         a. 優れている         b. やや優れている         c. 他の評価に該当しない         d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 植裁地の全体的な美観が良い。 □ 2) 枝条等は等高線上に適切に整理されている。 □ 3) 植裁木の配植が良い。 □ 4) 簡易施設は適切で美観が良い。
●判断基準 該当3項目以上。 該当2項目。 該当1項目。 該当項目なし。d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [管水路工事(パイプライン)]         [評価項目]         a. 優れている         b. やや優れている         c. 他の評価に該当しない         d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 2) 管の通りが良い(表示ピンが適正に設置してある)。 □ 3) バルブの位置が適切である。 □ 4) 漏水がない。 □ 5) 路面復旧が適正に施工されている。 □ 6) 全体的な仕上がりが良い。
●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。 該当2項目以下。d
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [水管橋工事]         [評価項目]         a. 優れている         b. やや優れている         c. 他の評価に該当しない         d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1)表面に傷、錆、補修箇所がない。 □ 2)溶接、塗装、組立の均一性が良い。 □ 3)管の通りが良い。 □ 4)コンクリート構造物の肌が良い。 □ 5)コンクリート構造物の通りが良い。 □ 6)クラックがない。 □ 7)天端及び端部の仕上げが良い。 70

検査員 別紙-2 □ 8) 全体的な美観が良い ●判断基準 該当6項目以上……a 該当5項目……b 該当3項目………c 該当2項目以下 ·······d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ 「ブロック(石)積(張)工事] 「評価項目〕 a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) 通りが良い。 □ 2) 材料のかみ合わせが良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4) クラックがない。 □ 5) 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目………c 該当1項目以下 ·······d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [二次製品構造物工事、小型構造物工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1)現場打コンクリート構造物の肌が良い。 □ 2)構造物の通りが良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4)製品のかみ合わせが良い。 □ 5)クラックがない。 □ 6)漏水がない。 □ 7)全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当5項目以上……a 該当4項目……b 該当3項目……c 該当2項目以下……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [木製構造物工事、鋼製自在枠工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている

「評価対象項目」

□ 1) 通りが良い。

□ 2) 材料のかみ合わせが良い。

検査員 別紙-2 □ 3) 表面の仕上げが良い。 □ 4) 地山との取り合わせが良い。 □ 5) 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目 .....b 該当2項目………c 該当1項目以下……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [芝付け工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) 芝の活着状況が良い。 □ 2) 平坦性が良い。 □ 3) 雨水処理が良い。 □ 4) 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目………c 該当項目なし……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [補強土壁工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1)壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 □ 2) 基礎上面の平坦性が良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4)壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 □ 5) 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目 · · · · · · · · c 該当1項目以下……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [鉄筋挿入工事(アンカー工)] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) 頭部の通りが良い。 □ 2) 法面との頭部の隙間がなく、取り付けが良い。 □ 3) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえのよさがうかがえる。

72

□ 4) 全体的な美観が良い。

●判断基準 該当3項目以上··········a 該当2項目···············b 該当1項目····································
3. 出来形及び出来ばえ — Ⅲ. 出来ばえ [EPS盛土工事] [評価項目]
a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている
「評価対象項目」 □ 1) 現場打コンクリート構造物の肌が良い。 □ 2) 構造物の通りが良い。 □ 3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 4) 製品のかみ合わせが良い。 □ 5) クラックがない。 □ 6) 全体的な美観が良い。
●判断基準 該当5項目以上。 該当4項目。 該当3項目。 該当2項目以下d
3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [下水道(管渠)工事]
III
「評価対象項目」 □ 1) 管渠等の継手がスムースである。 □ 2) インバート部の仕上げが良い。 □ 3) 管渠の通りが良い。 □ 4) マンホール付近の路面すりつけが良い。 □ 5) 全体的な仕上がりが良い。
●判断基準 該当4項目以上·········a 該当3項目·············b 該当2項目············c 該当1項目以下········d
╸╙┱ᄣ┰╺╚╙┱┍╩╴╴ <b>╴┉</b> ╴╙┱┍╩╴「 <i>┺┲</i> ╅╗┱┲┱╗
<ul> <li>3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [魚礁設置工事]</li> <li>直評価項目]</li> <li>a. 優れている</li> <li>b. やや優れている</li> <li>c. 他の評価に該当しない</li> <li>d. 劣っている</li> </ul>
「評価対象項目」

検査員 別紙-2 □ 3) 捨石投入の仕上げが良い。 □ 4) 沈設位置の精度が良い。 □ 5) 全体的な仕上がりが良い。 ●判断基準 該当4項目以上……a 該当3項目 .....b 該当2項目………c 該当1項目以下 .....d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [本数調整伐(間伐)工事] 「評価項目〕 a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) 伐採木は枝払い・玉切りされ、棚状に整理されている。 □ 2) 全体的な美観が良い。 □ 3) 理由( □ 4) 理由( ) ●判断基準 ※本数調整伐(間伐)及び除伐の両項目を評価対象とした場合は、下位の評価とする。 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ 「除伐工事」 [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 1) 伐採木等の整理は適切である。 □ 2) 蔓茎類は丁寧に切断・除去されている。 □ 3) 植栽木に被害を与える恐れのある丈径木(雑木)は巻枯しを行っている。 □ 4) 全体的な美観が良い。 □ 5) 理由( ●判断基準 ※本数調整伐(間伐)及び除伐の両項目を評価対象とした場合は、下位の評価とする。 該当4項目以上……a 該当3項目……b 該当2項目……c 該当1項目以下……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [枝落し工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」

74

□ 1) 枯れ枝は全て除去されている。□ 2) 全体的な美観が良い。

「評価対象項目」

d. 劣っている

□ 1)表面に補修箇所がない。

別紙-2 検査員 □ 3) 塗装に均一性がある。 □ 4) 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当3項目以上……a 該当2項目……b 該当1項目……c 該当項目なし……d 3. 出来形及び出来ばえ - Ⅲ. 出来ばえ [上記以外の工事] [評価項目] a. 優れている b. やや優れている c. 他の評価に該当しない d. 劣っている 「評価対象項目」 □ 理由1( 理由 2 ( □ 理由3( □ 理由4( 理由 5 ( ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。 ●判断基準 該当4項目以上……a

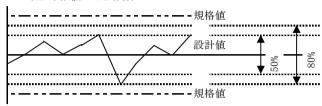
該当3項目………b 該当2項目………c 該当1項目以下……d

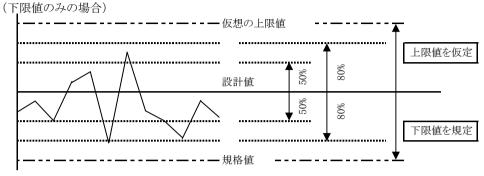
#### 別紙一3

#### 【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方 [管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

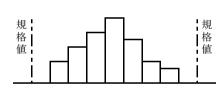




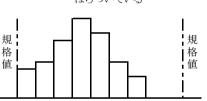
※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、 ばらつきの%を考慮する。 規格値が設計値以上となっている場合は、ばらつきの判断から除外する。

[度数表または、ヒストグラムの場合]

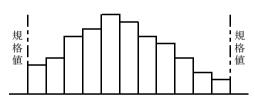
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



#### 2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1)主たる工種で評価する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2)多工種で評価が分かれたときは、低い工種で代表させる(バランスが取れていることが高い評価の条件)。
- (3) 品質管理、出来ばえとも評価対象項目の追加は認めない。

#### 3. コンクリート構造物のクラックについて

- 3-1 鉄筋構造物及び水密性を要求する無筋構造物
- (1)クラックが調査基準に達していない場合、評価対象から除外する。
- (2) クラックが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、発生したクラックの調査が適切に行われていれば、評価対象から除外し、調査が不適切あるいは未実施であれば、評価とする。
- (3) クラックが調査基準に達している場合、これが適切に補修されていれば(中間検査においては、適切な補修が計画されているものを含む。)c評価とする。
- (4)必要な補修が実施されていない場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。
- (5)中間検査で検査を行った箇所も、完成検査時に再度確認することとし、クラックが発生・進展している場合には、これも評価対象とする。

#### 4. 施工計画書との関連について

(1)施工計画書に現場固有条件及びその対策が記述されていない場合には、別紙-1①1.施工体制 I.施工体制 I.施工体制 O. 施工体制 II.施工体制 III.施工体制 II.施工体制 II.施工体

#### 5. コンクリートひび割れ抑制対策との関連について

(1) 県が推奨する温度履歴計測を行う打設管理記録あるいはこれと同等以上の施工管理を計画し、かつ実施している場合、別紙-1①1. 施工体制 II. 配置技術者(全体を評価する項目)の3)、別紙-1⑩5.創意工夫の品質2)及び別紙-2①2. 施工状況 I. 施工管理13)を評価する。ただし、いずれも上記4. の評価項目が評価されている場合に限る。

#### 6. その他

「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行なう。(当初設計金額1億円以上の工事に適用)

1. 工	事	名							工事
2. I		期		年	月	日~	年	月	日
3. 施	工業	者							

部	名:	
課	名:	
監督	員名:	

- ①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
- ②チェック欄では、書類若しくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば口にレマークを記入し、OKでなければ備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
- ③用語の定義については、契約後は当初契約後、変更後は工期内に行う契約変更後とする。

(1/4)

考査	細	確認項目	チェックリストー覧表	チェック時期(指示事項)														
項 目		唯祕垻日	(チェックの目安)	着手前 施 工 中														(指示事項及び是正状況等)
施工	施 工		・契約締結後の5日以内に、工程表が提出された。 (契約後、変更後)	( / )	( / 🗆	( / )	( / )	( / )	( / 🗆	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
制	制		・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等 の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	( / )	\ \ \	( / )	( / )		\ \ \	( / )	( / )	(	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	
	般	〇品質証明	・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を適切に記録した。 (検査の前等)		\ \ \	( / )	( / )		\ \ \	( / )	( / )	(	( / )	( / )	( / )	( / )		
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理 等、工事全般にわたり適切(数量も含む。) に実施した。 (品質証明実施時)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	
		〇建設業退職金 共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1か月以内 に提出した。 (契約後、増額変更後)	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工時1回程度)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
			・労災保険関係の項目を現場の見やすい場所 に掲示している。 (施工時1回程度)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受払簿等に より適切に管理している。 (施工時適宜)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
		〇施工体制台帳、 施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同 一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
			・施工体制台帳に下請負契約書(写し)及び 再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。 (施工時の当初、変更時)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の 見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		( / )	( / )	( / )	( / 0	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時適宜)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		

(2/4)考 細 チェック時期(指示事項) 查項 考 チェックリストー覧表 確認項目 (チェックの目安) (指示事項及び是正状況等) 着手前 施工中 完成時 目 別 I 〇施工体制台帳 施工体系図に記載されている主任技術者及び施 施 施施工体系図 工計画書に記載されている技術者が本人である。 工体制 工 (続) (施工時の当初、変更時) 体 ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与 制 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| している。 П П П (施工時の当初、変更時) 般 〇建設業許可標識 ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見 やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載し ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( ている。(施工時1回程度) П П П П П П Ⅱ ○現場代理人 現場代理人は、現場に常駐している。 配 (/)[(/)[(/)](/)[(/)[(/)](/)](/)[(/)[(/)[(/)](/)](/)(施工時 1回/月程度) 置 技 現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を 術 書面で行っている。 者 П (施工時適宜) П П П П 〇専門技術者の配 ・専門技術者を選任し、配置している。 現 置 (施工計画時、施工時適宜) 〇作業主任者の選 ・作業主任者を選任し、配置している。 理任 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( (施工計画時、施工時適宜) П П П П П ○監理技術者(主任 ・資格者証の内容を確認した。 技術者)の専任性 (/) (着手前) 技 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工 術 体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証 者 に記載された技術者及び本人が同一であった。 ( / ) (着手前) 主 任 現場に専任している。 |( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| 技 (施工時 1回/月程度) 術 ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握 者 し、主体的に係わっていた。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時、打合せ時) ・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事 を進めている。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) 2施工状 Ⅰ ○設計図書の照査 ・契約約款第18条第1項から5項までにかかわる設 施等 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| 計図書の照査を行っている。 エ (着手前、施工時適宜) 管 ・現場との相違事実がある場合は、その事実が確 況 理 認できる資料を書面により提出して確認を受け た。(着手前、施工時適宜) П 〇施工計画書 ・施工(変更を含む。)に先立ち、提出した。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (着手前、変更時) П ・記載内容と現場施工方法が一致している。 |( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) 

(3/4)考 細 チェック時期(指示事項) 査 考 チェックリストー覧表 確認項目 項 (チェックの目安) (指示事項及び是正状況等) 着手前 施工中 完成時 目 別 2 施 I O施工計画書 ・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一 施 (続) 致している。 工状況 I (施工時適官) 管 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映して 理 いる。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( П П П П (着手前、変更時) 〇施工管理 ・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理し ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( ている。 (施工時適宜) П П П П П П П 工事材料管理 品質管理確保のための対策など施工に関する工 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| 出来形、品質管 夫を書面で確認できる。 (施工時適宜) ・イメージアップ ・日常の出来形、品質管理が適時的確に行われて いる。 (/)[(/)[(/)](/)[(/)[(/)](/)](/)[(/)[(/)[(/)](/)](/)(施工時適宜) П П П П П П ・特記仕様書等に定められた事項や独自の取組、 地域等より評価されるものがある。 |( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) ○検査(確認を含 適切な時期に監督員の立合いを求めている。 む)及び立会い等 (施工時適官) П П П の調整 П ・段階確認の確認時期が、適切である。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) П П П П П П П П П П П 〇工事の着手 ・工事可能開始日後、速やかに工事に着手した。 ( / )(着手時) 〇支給品 ・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規 及び貸与品 格又は性能を記した要求書を提出した。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時滴官) 〇建設副産物及び ・請負者は、産業廃棄物管理票(マニュフェス 建設廃棄物 ト)により適正に処理されていることを確認し、 監督員に提示した。(施工時適宜) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画 書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( め提出した。(施工時適宜) Ⅱ ○指定建設機械類 ┃・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低 エの確認 振動型建設機械)を使用している。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時 1回程度) 管 〇工程管理 ・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っ ている。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( (施工時適宜) ・現場条件の変更への対応及び地元調整を積極的 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適官) 作業員の休日の確保を行った記録が整理されて いる。 (施工時適宜) 

(4/4)考 細 チェック時期(指示事項) 査 考 チェックリストー覧表 確認項目 項 (チェックの目安) (指示事項及び是正状況等) 着手前 完成時 施工中 自別 2施工状況 Ⅲ 〇安全活動 ・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 安 (施工時適宜) 全 対 ・
十内パトロールを実施し、記録がある。 策 (施工時 1回/月程度) П П ・安全訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜) П П П П ・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) ・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (/)[(/)[(/)](/)[(/)[(/)](/)](/)[(/)[(/)[(/)](/)](/)(施工時適宜) П П П 過積載防止に取り組んでいる記録がある。 |( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) 使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記 録がある。 П П (施工時 1回/月程度) П ・重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲 の分離措置がなされた点検記録等がある。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) П П ・山留め等の設置後の点検及び管理の記録があ ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| (施工時適宜) ・足場、支保工の組立完了時及び使用中の点検及 び管理がチェックリスト等により実施され、記録 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| がある。 (施工時適宜) 保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、 記録がある。 (施工時適宜) 〇安全パトロール ・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項に の指摘事項の処理 ついて、速やかに改善を図り、かつ、関係者に是 正報告した記録がある。 (施工時適宜) Ⅳ O関係機関等 ・関係官公庁等の関係機関と調整をした記録があ 対 |( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )| 外 (施工時適官) 関 ・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工 係 に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( (施工時適宜) ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負 ( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( / )|( 業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適官)